(R07.05.15 改定)

課　長	技術総括	課長補佐	課　員	担　当

特　記　仕　様　書　（建築工事）

Ⅰ　工　事　概　要

１．工 事 名　かすみがうら市消防庁舎等整備事業基本・実施設計業務委託

２．工事場所　茨城県かすみがうら市上土田 467-1,468-3,418-4,469-1,470-1

３．敷地面積　1,616.76　㎡

４．建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、各階床面積、等）

(1)　工事範囲　　・「(2)建物概要」すべて　　・「(2)建物概要」のうち一部

(2)　建物概要

（全体）

建物名称	消防署(訓練塔)	［既存建物］防災倉庫	
構　　造	鉄骨造　一部　　造	鉄骨造　一部　　造	造　一部　　造
階　　数	地上　3 階　　地下　階	地上 2 階　　地下　階	地上　階　　地下　階
建築面積	253.44　㎡	122.00　㎡	㎡
延べ面積	204.93　㎡	240.00　㎡	㎡

（建物毎の各階床面積 ㎡）

建物名称	地下1階	１階	２階	３階	４階	５階	計
消防署(訓練塔A)		30.24	30.24	30.24			90.72
消防署(訓練塔B)		28.42	30.24	53.73			112.39
［既存建物］防災倉庫		120.00	120.00				240.00

５．別途工事

・　埋蔵文化財調査

・

・

(H12.04.01 作成)
(H13.10.01 改定)
(H14.05.30 改定)
(H15.06.01 改定)
(H15.09.01 改定)
(H16.05.15 改定)
(H17.05.15 改定)
(H17.10.01 改定)
(H18.05.15 改定)
(H19.07.01 改定)
(H23.06.01 改定)
(H24.06.01 改定)
(H25.05.15 改定)
(H26.05.15 改定)
(H27.05.15 改定)
(H28.04.25 改定)
(H29.04.25 改定)
(H30.04.25 改定)
(H31.04.25 改定)
(R02.04.30 改定)
(R03.04.30 改定)
(R04.05.15 改定)
(R05.05.15 改定)
(R06.05.15 改定)
(R07.05.15 改定)

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、◎を付けたものを適用する。

◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下、「標準仕様書」という。）

◎建築工事標準詳細図（令和４年版）（以下、「標準詳細図」という。）

・建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

（２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。

（３）本特記仕様書の表記

１）項目は、番号に□のついたものを適用する。

２）特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。

３）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	1 適用区分	◎建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ◎風圧力 風速（Vo= 34 m/s） 地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ◎Ⅲ ・Ⅳ ） ◎積雪荷重 H12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域　別表（ 24）
	2 環境への配慮	(1.4.1) （1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項　目	特　記　事　項
	3　材料の品質等	(1.4.2) （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 （３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 （５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた （６）「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に基づく「令和５年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 （７）（１）から（６）を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。 なお、県産品のうち木材については、県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばらき優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>4　室内空気中の
化学物質の濃度測定</td><td>(1.5.9)
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。
採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。
測定対象室は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は、付記事項の７を参照）
<table>
<tr><td>室の床面積A(㎡)</td><td>A≦50</td><td>50＜A≦200</td><td>200＜A≦500</td><td>500＜A</td></tr>
<tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
</table>
室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表
<table>
<tr><th>室名（測定対象室）</th><th>床面積</th><th>測定箇所数</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>5　リサイクルの
優先順位</td><td>(1)発生抑制の徹底　(2)現場分別の徹底　(3)再使用の徹底
(4)再資源化・再生資材利用の徹底　(5)適正処理の徹底
（再資源化に係る作成書類は、付記事項の６を参照）</td></tr>
<tr><td></td><td>6　発生材の処理等</td><td>・発注者に引渡しを要するもの　・なし　・あり　処理方法（　　）
・特別管理産業廃棄物　・なし　・あり　処理方法（　　）
・現場での再利用を図るもの　・なし　・あり　品　目　（　　）</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項

7　技能士

(1.5.2)

工事項目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
土工事	ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ施工	・ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ工事作業
鉄筋工事	鉄筋施工	◎鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工	◎型枠工事作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	◎コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	◎構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業
	ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	・金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・化粧フィルム工事作業
	表装	・壁装作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

8　施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

章	項　目	特　記　事　項
	9 設備工事との取合い	設備機器の位置取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	10 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難い場合は監督員と協議する。
	11 契約直後・施工中の提出書類	契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ・コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項の２を参照） ※火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ・建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙（様式第 033 号） ※その他　　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ※施工体制台帳の写し ※施工体系図の写し ※規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等） ◎鉄筋圧接部の外観試験報告書 ◎鉄筋圧接部の超音波探傷試験報告書又は引張試験報告書 ・機械式継手部の試験結果報告書 ◎溶接継手部の試験結果報告書 ◎フレッシュコンクリート試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ◎コンクリート強度試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ◎構造体コンクリートにおける部材の位置及び断面寸法の許容差出来高管理記録 ◎鉄骨工事における建入れ施工管理記録 ◎シーリング試験結果報告書（試験成績書） ・タイル工事における接着力試験報告書 ・木材の含水率試験報告書 ・防腐、防蟻処理（証明書等） ・あと施工アンカー引張試験結果報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・カーテンウォール工事における品質管理記録 ◎舗装工事における各種試験結果記録 ・コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項の２を参照） ◎産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等） ◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ※建設副産物実態調査に関する出力調査票 ※その他　　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>12　完成時の提出書類</td><td>(1.7.1～1.7.3)（表 1.7.1）
契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。

※完成図
※作成する
提出書類及び部数
◎原図（◎A1　・A2　・A3）　部数　１部
※製本（・A1　・A2　※A3）　部数　3 部
※CAD データ（JWW 形式）　部数　CD-R（1 枚）
・作成しない

※写真
<table>
<tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr>
<tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ（JPEG 形式）</td><td>CD-R（1 枚）</td></tr>
<tr><td>※</td><td>完成写真（支払用：内外観）</td><td>各 2 枚以上</td><td>A4 版</td><td>1 部</td></tr>
<tr><td>◎</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・ｶﾗｰ印画紙ｷｬﾋﾞﾈ判ｱﾙﾊﾞﾑ綴じ
・電子データ</td><td>・1 部
・CD-R</td></tr>
</table>
ｶﾗｰ印画紙ｷｬﾋﾞﾈ判ｱﾙﾊﾞﾑ綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする
完成写真（ｶﾗｰ印画紙ｷｬﾋﾞﾈ判ｱﾙﾊﾞﾑ綴じ）の撮影業者
※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者

※保全に関する資料　部数　※１部

◎防水保証書（9-1、2、3、4 は 10 年）　部数　※１部

◎コリンズへの完成登録が確認できる書類（付記事項の２を参照）

◎建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号）

※その他　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数</td></tr>
<tr><td></td><td>13　引渡物</td><td>※鍵は 1 カ所につき、3 個を 1 組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。
※マスター鍵は、1 組 3 個とし、木製及び金属製建具共通とする。
※スチール製キーボックス</td></tr>
<tr><td></td><td>14　埋蔵文化財</td><td>※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内
※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。
※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	1 足場等	(2.2.4) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	2 監督員事務所	(2.3.1) ◎設ける 規模：　19.8㎡程度 仕上げの程度：　程度 備え付ける備品： ◎机　4脚　◎椅子　8脚　◎ロッカー　1台　◎書棚　1台 ・ホワイトボード　・製図板　・掛時計　・寒暖計 ・ゴム長靴　・雨合羽　・保護帽　・懐中電灯 ・安全帯　・受託者加入電話の子機　・暖冷房機 ◎消火器　・湯沸器　・掃除具 ・その他（　） ※設けない
	3 工事用水	構内既存の施設 ・無し ◎有り（◎利用できる（有償）　・利用できない）
	4 工事用電力	構内既存の施設 ・無し ◎有り（◎利用できる（有償）　・利用できない）
	5 工事看板	(2.3.1) ※設置する 設置の場所（◎仮設計画図による　） 記載事項（※工事番号　※工事名称　※発注者　※設計者　※監理者　※工期　※施工者） 大きさ（※H900mm×W1800mm程度　・　） ・設置しない

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td>3
土工事</td><td>1　埋戻し及び盛土</td><td>(3.2.3)
材料及び工法
※標準仕様書表3.2.1による
種別
・Ａ種　適用場所（　　）
◎Ｂ種　適用場所（　全般　）
・Ｃ種　適用場所（　　）土質（　　）受渡場所（　　）
・Ｄ種　適用場所（　　）
品質　細粒分(75μm 以下)の含有率(重量百分率)の上限を 50%未満とする。
六価クロム溶出試験　・行う　・行わない
・材料（　　）　工法（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>2　建設発生土の処理</td><td>(3.2.5)
※構外搬出適切処理　・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し

構外搬出の場合は、原則として50km範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。
なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場（ストックヤードを含む）に搬出することを妨げない。
※建設発生土の再利用
<table>
<tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr>
<tr><td>・現場内利用</td><td>仮置き場所住所　（　　）
借地　・有り　・無し</td></tr>
<tr><td>・工事間流用</td><td>相手工事番号及び名称　（　　）
住所　（　　）</td></tr>
<tr><td>・捨土
（公共用地）</td><td>管理者名　（　　）
住所　（　　）</td></tr>
<tr><td>・ストックヤード</td><td>ストックヤードの名称（　下妻　）
住所　（　下妻市中居指　）</td></tr>
<tr><td>・未確定</td><td>相手工事番号及び名称　（　　）(予定)
住所　（　　）</td></tr>
</table>
土質　・ローム　・シルト　・砂質土　・レキ質土　・
土量　　m^3（地山換算土量）
片道運搬距離　　km
条件（昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等）
・
現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。
工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。
工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督員の指示による。
ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の３を参照。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>3　建設汚泥</td><td>
※工事現場から50m範囲内に再資源化施設があるときは、原則として再資源化施設に搬出するものとする。
なお、工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合においては、焼却施設、脱水施設や乾燥施設に搬出し減量化を行うものとする。
<table>
<tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr>
<tr><td>・再資源化施設</td><td>施設名称　（　　）
施設住所　（　　）</td></tr>
<tr><td>・他工事に搬出
（個別指定制度）</td><td>利用方法　（　　）
相手工事番号及び名称
番号、名称　（　　）
住所　（　　）
相手工事受注者
名称　（　　）
住所　（　　）
TEL　（　　）
処理施設の設置箇所
（　　）
処理施設の処理能力等
（　　）</td></tr>
</table>
搬出量　　m^3（地山換算数量）
片道運搬距離　　km
搬出条件（昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法令･条例、改良の度合等）
・
上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
他工事に搬出する場合、処理施設の設置、個別指定制度の指定を受ける手続きが必要となるため、事前に監督員と充分に協議し、環境部局等に関係法令の手続きを行うこと。
</td></tr>
<tr><td></td><td>4　山留の撤去</td><td>(3.3.3)
鋼矢板等の抜き後の処理　※直ちに砂で充填する　　・
山留めの存置　　・行う（存置範囲　　※図示による　　・　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>5　整　地</td><td>跡地はブルドーザー等による整地を行う</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項

4 地業工事

1 支持地盤等

(4.2.1) (4.3.4) (4.3.5) (4.5.5) (4.5.6)

◎杭基礎

支持地盤の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む）

◎図示による（　　）　・

(4.2.1)

・直接基礎

支持地盤の位置及び土質（基礎底部の位置含む）

・図示による（　　）　・

試験掘り（根切り底の状態の確認等）　(3.2.1)

・行わない

・行う

位置等

・図示による（　　）　・

(4.2.4)

・地盤の載荷試験

載荷試験の方法

・地盤工学会基準　JGS 1521 による　・

試験の位置、載荷荷重

・図示による（　　）　・

2 既製コンクリート杭地業

(4.3.3)

種類

◎遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC 杭）

・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC 杭）

・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC 杭）

SC 杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490

・

寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分）　(4.2.2) (4.3.3)

◎図示による

		種類	コンクリート強度 (N/mm²)	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
試験杭	上杭	B 種	85		600	7.0	1	2	2,400	
	中杭									
	下杭	A 種				8.0				
本杭	上杭	C 種	85		600	7.0	1	5	2,100	
	中杭									
	下杭	C 種				8.0				
本杭	上杭	B 種	85		500	7.0	1	3	1,700	
	中杭									
	下杭	A 種				10.0				
本杭	上杭	C 種	85		500	7.0	1	3	1,500	
	中杭									
	下杭	B 種				10.0				

(4.3.3)

杭先端部形状

◎開放形　・半開放形　・閉そく形　・

(4.2.2) (4.3.1) (4.3.4)

・セメントミルク工法

試験杭

試験杭の位置

・図示による（　　）　・

掘削深さ

・図示による（　　）　・

杭の支持層への根入れ長さ

章	項　目	特　記　事　項
		・図示による（　　）　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の 1/4 かつ 100mm 以下　・ 杭の傾斜 ・1/100 以内　・ (4.2.2) (4.3.1) (4.3.5) ◎特定埋込杭工法 ・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうち α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　) 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液 ◎使用する　・ 使用しない 試験杭 試験杭の位置 ・図示による（　　）　◎監督員の指示による 杭の支持層への根入れ長さ ・評定等の評価内容による　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ※評定等の評価内容による 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による (4.3.3) (4.3.6) (7.2.5) 杭の継手の工法 ・アーク溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による　・ ◎機械式継手 工法　機械式無溶接継手 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による (4.3.8) 杭頭の処理等 ・処理しない ◎処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による（　　）　◎ F.T.Pile 構法 (4.3.8) 杭頭の中詰め材料 ◎基礎のコンクリートと同調合のもの　・

章	項　目	特　記　事　項
	３　鋼杭地業	

(4.2.2) (4.4.3) (4.4.5)

材料、寸法、継手等

		種類	板厚(mm)	杭径(mm)	杭長(m)	継手数	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭 中杭 下杭								
本杭	上杭 中杭 下杭								

(4.2.2) (4.3.5) (4.4.4)

・特定埋込杭工法

・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式のうち
α、β、γが以下の値を採用できる工法
α=(　　)、β=(　　)、γ=(　　)

工法

・中堀り拡大根固め工法

・

試験杭

試験杭の位置

・図示による（　　）　　・

杭の精度

水平方向の位置ずれ

※評定等の評価内容による

杭の傾斜

※評定等の評価内容による

(4.4.3) (4.4.5) (7.2.5)

杭の継手の工法

・アーク溶接継手

形状

・JIS A 5525 による　　・

溶接材料

・標準仕様書 7.2.5(1)(2)による

・

・機械式継手

工法

※評定等を受けた工法　　・

検査

※評定等より定められた項目　　・

施工

※評定等をされた施工管理基準による　　・

(4.3.8) (4.4.6)

杭頭の処理等

・処理しない

・処理する

処理方法（切断にともなう補強方法含む）

・図示による（　　）　　・

(4.3.8)

杭頭の中詰め材料

・基礎のコンクリートと同調合のもの　　・

章	項　目	特　記　事　項
	4　場所打ち コンクリート杭地業	(4.5.1) (4.5.5) 工法 ・アースドリル工法（安定液　・使用する　・使用しない） ・リバース工法 ・オールケーシング工法（孔内の水張り　・行う　・行わない） 寸法等　(4.2.2)

	鋼管厚(mm)	鋼管径(mm)	軸径(mm)	拡底径(mm)	杭長(m)	ｾｯﾄ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭								
本杭								

(4.5.5)
試験杭
試験杭の位置　・図示による（　）　・

(4.5.5)
孔壁の保持状況（孔壁測定）
測定箇所　・試験杭（　）箇所及び本杭（　）箇所　・
杭の支持層への根入れ長さ　・図示による（　）　・
杭の精度
水平方向の位置ずれ
・杭径の 1/4 かつ 100 mm以下　・評定等の評価内容による　・
杭の傾斜
・1/100 以内　・評定等の評価内容による　・

鉄筋の種類　(4.5.4)

種類の記号	呼び径 (mm)	備　考
・SD295		
・SD345		

(4.5.4)
帯筋の加工及び組立　・図示による　・

(4.5.4)
鉄筋の最小かぶり厚さ　・100mm　・

(4.5.4)
鉄筋かごの補強
・図示による（　）
・杭径 1.5m 以下の場合は鋼板 6×50(mm)、1.5m を超える場合は鋼板 9×50～75(mm)の補強リングを 3m 以下の間隔で、かつ 1 節につき 3 箇所以上入れ、リングと主筋の接触部を溶接する

(4.5.4) (5.3.4)
組み立てた鉄筋の節ごとの継手
※重ね継手　重ね継手の長さ　・図示による（　）

(4.5.4) (5.3.4)
主筋の基礎底盤への定着長さ　・図示による（　）　・

(4.5.4)
セメントの種類　※高炉セメントＢ種　・

(4.5.4)
コンクリートの設計基準強度　・図示による（　）　・

(4.5.4)
コンクリートの種別　・Ａ種　・Ｂ種　・認定等の評価内容による

(4.5.4)
スランプ　・18cm　・21cm

(4.5.4)
構造体強度補正値　※3N/mm^2　・評定等の評価内容による

章	項　目	特　記　事　項
	5　砂利地業	(4.6.2) 材料（茨城県の指定工場であること） ※再生クラッシャラン　　・切込砂利又は切込砕石 (4.6.3) 砂利厚さ ※60㎜　　・ (4.6.3) 施工範囲 ◎基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による（　　）
	6　捨コンクリート地業	(4.6.4) 厚さ ※50㎜　　・ (4.6.4) (6.14.1) 施工範囲 ◎基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による（　　） (4.6.4) (6.14.1) 設計基準強度 ※18N/㎟　　・ (4.6.4) (6.14.1) スランプ ※15㎝又は18㎝　　・
	7　床下防湿層	(4.6.2) 材料 ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15㎜以上　　・ (4.6.5) 範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
	8　地盤改良工法	種類及び施工方法等 ・図示による（　　）　　・ 六価クロム溶出試験 ・行う　　・行わない

章	項　目	特　記　事　項
5 鉄筋工事	1 鉄筋	(5.2.1) 鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径(mm)	備考
◎SD295	※D16 以下　・	
◎SD345	※D19 以上　D25 以下・	
◎SD390	◎D29 以上	
・		

2 溶接金網

(5.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手

(5.3.4) (5.5.3) (5.6.3)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手の方法	呼び径(mm)
◎柱及び梁の主筋	※ガス圧接　・機械式継手 ・溶接継手　◎重ね継手	※D22 以上 ◎D19 以上
・耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	・
◎基礎、耐圧ｽﾗﾌﾞ、土圧壁	◎重ね継手　・ガス圧接	・
・上記以外(　　)	・重ね継手　・	・

(5.3.4)

継手位置

◎図示による(　　)

(5.3.4)

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ

◎図示による(　　)

(5.3.4)

耐力壁の重ね継手の長さ

・図示による(　　)

4 鉄筋の定着

(5.3.4)

鉄筋の定着長さ

◎図示による(　　)　　・

・機械式定着工法

適用場所

・図示による(　　)　　・

種類

・摩擦圧接接合　　・螺合グラウト固定

・嵌合グラウト固定　　・

工法

※第三者機関の評定等を取得している工法とする

必要定着長さ

※評定等の評価内容による

補強筋形状

※評定等の評価内容による

かぶり厚さ

※評定等の評価内容による

品質確認

※評定等の評価内容による

検査

※評定等の評価内容による

章	項　目	特　記　事　項
	5 鉄筋のかぶり厚さ 及び間隔 （溶接金網を含む）	(5.3.5) 最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う） ◎図示による　・ 柱及び梁の主筋にD29以上の使用 ◎有り　使用箇所（地中梁　） 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な箇所がある場合（塩害等を受けるおそれのある部分等） ・適用箇所（　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　）mm ・
	6 各部配筋	(5.3.7) 各部配筋 ※図示による
	7 圧接完了後の 圧接部の試験	(5.4.10) (5.4.11) 外観試験 ※行う（全ての圧接部） (5.4.10) (5.4.11) 抜取試験 ※超音波探傷試験 試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 試験の箇所数：1ロットに対して30か所とし、ロットから無作為に抜き取る。 ◎引張試験 試験ロット：1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200か所を超えるときは200か所ごととする。 試験の箇所数：1ロットに対して（・3本　・5本）とする。
	8 機械式継手	(5.5.3) (5.5.5) 適用箇所 ・図示による（　）　・ H12建告第1463号に適合する性能 ・A級　・図示による 種類 ・ねじ式鉄筋継手 充填方式 ・無機グラウト方式　・有機グラウト方式 ・端部ねじ加工継手 ・モルタル充填式継手 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法 鉄筋相互のあき ※評定等の評価内容による 品質の確認 ※評定等の評価内容による 検査 ※評定等の評価内容による

章	項　目	特　記　事　項
		施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験対象 ※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による　・ 試験方法 ・評定等の評価内容による　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・１組の作業班が１日で行った継手箇所で、最大200箇所程度とする。 ・ 試験の箇所数 １ロットに対して（　　）箇所 ・ ・全数 試験項目 ※挿入長さ 試験方法 ※JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による 不合格となった場合の措置 ・
	９　溶接継手	(5.6.3) (5.6.5) 適用箇所 ・図示による（　　）　・ H12建告第1463号に適合する性能 ・A級　・ 溶接継手の工法 ・図示による（　　）　・ 鉄筋相互のあき ・標準仕様書5.3.5(4)による ・評定等の評価内容による ・図示による（　　） 施工完了後の溶接部の試験 ・外観試験 試験対象 ※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による　・ 試験方法 ・評定等の評価内容による　・ ・超音波探傷試験 試験対象 ・抜取り ロット ・１組の作業班が１日で行った溶接箇所で、最大200箇所程度とする。 ・

章	項　　目	特　　記　　事　　項
		試験の箇所数 １ロットに対して（　　）箇所 ・ ・全数 試験項目 ※内部欠陥の検出 試験方法 ※JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）による 不合格となった場合の措置 ・

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="5">6 コンクリート工事</td><td>1 コンクリートの種類等</td><td>(6.2.1)
コンクリートの種別
※Ⅰ類（茨城県の指定工場であり、JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（JIS A 5308に適合したコンクリート）

※普通コンクリート　(6.2.1～6.2.4)
<table>
<tr><th>設計基準強度
(N/mm²)</th><th>スランプ
(cm)</th><th>気乾単位容積
質量（t/m³）</th><th>適用箇所</th></tr>
<tr><td>◎24</td><td>◎15　・18</td><td>2.3程度</td><td>基礎･地中梁･耐圧版
中詰めｺﾝｸﾘｰﾄ</td></tr>
<tr><td>◎24</td><td>◎15　・18</td><td>2.3程度</td><td>1階構造ｽﾗﾌﾞ･ﾃﾞｯｷ</td></tr>
<tr><td>◎24</td><td>・15　◎18</td><td>2.3程度</td><td>腰壁</td></tr>
<tr><td>◎18</td><td>◎15　・18</td><td>2.3程度</td><td>外構土間</td></tr>
</table>
構造体強度補正値
※標準仕様書 表6.3.2による　・</td></tr>
<tr><td>2 セメント</td><td>(6.3.1)
種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
適用箇所（※下記以外全て　・　）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする
・高炉セメントB種
適用箇所（・1FLより下部（立上り部含む）　・　）
・フライアッシュセメントB種
適用箇所（・　・　）
・</td></tr>
<tr><td>3 骨材</td><td>(6.3.1)
アルカリシリカ反応性による区分
※A　・B（コンクリート中のアルカリ総量が3.0kg/m³以下）</td></tr>
<tr><td>4 混和材料</td><td>(6.3.1)
◎混和剤
混和剤の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(a)による　・
(6.3.1)
・混和材
混和材の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(b)による　・</td></tr>
<tr><td>5 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地</td><td>(6.6.4)
打継ぎの位置
梁及びスラブ
※スパンの中央又は端から1/4の付近
・図示による（　）　・
柱及び壁
※スラブ、壁梁又は基礎の上端
・図示による（　）　・
(6.6.4) (6.8.1) (9.7.3)
目地の寸法
・標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)による
※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
・図示による（　）　・</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(6.8.1) (11.1.3)
ひび割れ誘発目地の位置
・図示による（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>6 構造体
コンクリートの仕上り</td><td>合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)
<table>
<tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr>
<tr><td>◎A 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
<tr><td>・B 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
<tr><td>・C 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
</table>
コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5) (6.8.2)
<table>
<tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr>
<tr><td>◎a 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
<tr><td>・b 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
<tr><td>・c 種</td><td>※図示による（　　）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>7 打増し厚さ
（打放し仕上げ部）</td><td>(6.8.1)
打増し厚さ
・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
・20mm　◎25mm

・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
・10mm　・20mm　◎25mm

・外装タイル後張り面の打増し処理
・20mm　・

打増し範囲
◎図示による（　　）　・</td></tr>
<tr><td></td><td>8 型枠</td><td>(6.8.2)
せき板の材料及び厚さ
◎合板（※12mm　・　　）
・断熱材を兼用した型枠材
使用箇所
・図示による（　　）　・
・ＭＣＲ工法用シート (6.8.2)
適用箇所
・図示による（　　）　・
打増し厚さ　・20mm　・
打増し範囲　・図示による（　　）　・
◎鉄筋トラス付き捨て型枠床版工法（ニューフェローデッキ同等品）
(6.8.2)
スリーブの材種・規格等
・図示による（　　）　・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
	９　無筋コンクリート	(6.2.1) (6.14.1) コンクリートの種類 　※普通コンクリート (6.3.1) セメントの種類 　※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種 　・高炉セメントＢ種 　・フライアッシュセメントＢ種 (6.14.1) 設計基準強度 　※18 (N/mm²)　　・ (6.14.1) スランプ 　※15cm 又は 18cm　　・ (6.14.1) 適用箇所 　・標準仕様書 6.14.1(4)(ｱ)～(ｶ)による 　・図示による（　　）　　・
	10　コンクリートの単位水量測定	・行わない ◎行う 　実施要領 　(1)単位水量の測定は、150m³に１回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 　(2)単位水量の上限値は、標準仕様書 6.3.2(ｲ)(c)による。 　(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 　　1) 測定した単位水量が、計画調合書の設計値（以下、「設計値」という。）±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。 　　2) 測定した単位水量が、設計値±15 を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 　　3) 設計値±20kg/m³を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³以内であることを確認する。更に、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 　　4) 3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 　(4)単位水量管理についての記録を書面（計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等）と写真により提出する。 　(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法（電子レンジ法）、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

章	項　目	特　記　事　項
7 鉄骨工事	1 鉄骨製作工場	(7.1.3) 鉄骨製作工場の加工能力 建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 評価の区分 ※（ M ）グレード　　・グレードの適用はしない
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	(7.1.3) (7.1.4) ※配置する
	3 鋼材	種類等 (7.2.1) 種類の記号 / 適用箇所(主要な部分) / 規格 SS400 / 主柱･間柱･梁･特記なきﾌﾟﾚｰﾄ類 / ※JIS規格による ・ SN400B / 梁 / ※JIS規格による ・ BCR295 / 主柱 / ・JIS規格による ◎大臣認定品 TSC295 / 主柱 / ・JIS規格による ◎大臣認定品 SM490B / ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ･内ﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ / ※JIS規格による ・ SN490C / 通しﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ / ※JIS規格による ・ STKR400 / 胴縁･雑鉄骨等 / ※JIS規格による ・ SSC400 / 胴縁･雑鉄骨等 / ※JIS規格による ・ SNR400B / 水平ﾌﾞﾚｰｽ / ※JIS規格による ・ 溶融亜鉛めっき工法の適用箇所 ・ ・
	4 高力ボルト	(7.2.2) 高力ボルトの種類 ◎トルシア形高力ボルト ◎JIS形高力ボルト ◎溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ (7.3.2) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・ 摩擦面の処理方法等 溶融亜鉛めっき面以外 (7.4.2) ※標準仕様書7.4.2(1)による ・ 溶融亜鉛めっき面 (7.12.5) ◎ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上） ・ブラスト処理以外の特別な処理方法 ・図示による（　　）　・ ・すべり試験 (7.4.2) ※すべり係数試験　・すべり耐力試験 試験方法等　・図示による（　　）　・
	5 普通ボルト	(7.2.3) ボルト及びナットの材料 ◎標準仕様書 表7.2.3（JIS附属書品）又は次による ボルトの規格は、JIS B 1180とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格はJIS B 1181とす

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>る。ナットの種類は、六角ナット-C とし、材料は鋼とする。
(7.2.3)
座金
※JIS B 1256 による　　・

(7.5.2)
戻り止め
※二重ナット　　・
(7.3.2)
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示による
・</td></tr>
<tr><td></td><td>6　アンカーボルト</td><td>(7.2.4) (7.10.3)
※構造用アンカーボルト
種類
・ABR400　　※ABR490　　・

◎建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルト
種類
◎SS400　　・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※標準仕様書 表 7.2.3 による
・
(7.3.2)
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示による</td></tr>
<tr><td></td><td>7　溶接材料</td><td>(7.2.5)
溶接材料
※標準仕様書 7.2.5(1)(2)による
・標準仕様書 7.2.5(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所　　・図示による（　　）　　・</td></tr>
<tr><td></td><td>8　ターンバックル</td><td>(7.2.6)
種類
建築用ターンバックルボルト
※羽子板ボルト　　・

建築用ターンバックル胴
※割枠式　　・
(7.2.6)
ねじの呼び
・図示による（　　）　　・</td></tr>
<tr><td></td><td>9　床構造用の
デッキプレート</td><td>(7.2.7)
材質、形状及び寸法
<table>
<tr><th></th><th>適用箇所</th><th>材質・形状・寸法</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>・デッキプレート単独の構法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>◎デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法</td><td>ｽﾗﾌﾞ</td><td>◎図示による</td><td>ﾆｭｰﾌｪﾛｰﾃﾞｯｷ(同等品)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>◎図示による（　　）　　・
(7.7.8)
鉄骨部材への溶接方法
◎図示による（　　）　　・

耐火認定
・有り
耐火時間　　・図示による（　　）　　・
・無し</td></tr>
<tr><td></td><td>10　スタッド</td><td>(7.2.8)
種類等
<table>
<tr><th>呼び名</th><th>呼び長さ（㎜）</th><th>適用箇所</th></tr>
<tr><td>◎16</td><td>◎110</td><td>梁上</td></tr>
<tr><td>・19</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・22</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>11　柱底均しモルタル</td><td>(7.2.9)
無収縮モルタルとする場合の材料、調合等
※標準仕様書7.2.9(2)(ｱ)から(ｴ)による　　・</td></tr>
<tr><td></td><td>12　製作精度</td><td>(7.3.3)
鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6[鉄骨精度検査基準]に加えて、次による
通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法
※H12 建告第1464号第二号イ(2)による
・
アンダーカットの寸法
※H12 建告第1464号第二号イ(3)による
・

食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
◎「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・</td></tr>
<tr><td></td><td>13　溶接技能者の
技量付加試験</td><td>(7.6.3)
試験の要領
・図示による（　　）　　・</td></tr>
<tr><td></td><td>14　溶接接合</td><td>(7.6.4)
開先の形状
◎図示による　　・
(7.6.7)
◎鋼製エンドタブの切断する部分
切断する箇所
◎図示による（　　）　　・
切断範囲
・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5㎜以下残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
・
切断面の仕上げ
・標準仕様書7.6.7(1)(ｶ)(b)②による
・
(7.6.7)
スカラップの形状
・図示による　　◎ノンスカラップ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>15　入熱、パス間温度の管理</td><td>適用箇所
◎図示による（　　）
・</td></tr>
<tr><td></td><td>16　溶接部の試験</td><td>(7.6.12)
H12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等
◎「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
※抜き取り検査②
・抜き取り検査①

JASS 6 付則 6[鉄骨精度検査基準]の付表 3「溶接」に関する試験方法等
◎JASS 6　10.4[受入検査]　e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書 7.6.13 による補修を行い、再試験する。

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
◎工場溶接の場合
AOQL(%)　※4.0　・2.5
<table><tr><td>節</td><td>・全て</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>検査水準</td><td>※第 6 水準</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table>・全数
・工事現場溶接の場合
※全数　・</td></tr>
<tr><td></td><td>17　錆止め塗装</td><td>(7.8.2)
塗装の範囲
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示による（　　）　・
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
◎図示による（　　）　・
(7.8.4) (18.3.2)
塗料の種別
下記以外の鉄鋼面は、18 章[塗装工事]による
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※A 種　・

・耐火被覆材が接着する面の塗料の種別
・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
	18　耐火被覆	(7.9.2～7.9.8) 種類、材料、工法等

種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール		
	・半乾式吹付けロックウール		
	・湿式ロックウール		
	・		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	―		
・耐火塗料	・		

	19　アンカーボルトの設置等	(7.10.3) 構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ◎図示による（　　）　・ (7.10.3) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ◎図示による（　　）　・ (7.10.3) 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法 ◎図示による（　　）　・ (7.10.3) 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別　・A 種　・B 種 (7.10.3) 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ　◎30 種別　※A 種　・B 種

章	項　目	特　記　事　項
8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	1 補強コンクリートブロック造	(8.2.2) (8.2.3) (8.2.5) (8.2.7) (8.2.8) ブロックの種類等 断面形状及び圧縮強さによる区分 / 正味厚さ(mm) / モデュール呼び寸法(mm) 長さ 高さ / 化粧の有無 / 適用箇所 / 備考 ・ / / / / ・無　・有 / / / ・ / / / / ・無　・有 / / / モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）　　：砂（　　） 各部の配筋 ※図示による（　　）　　・ 目地仕上げ ・押し目地仕上げ ・化粧目地仕上げ まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲 ※図示による（　　）　　・
	2 コンクリートブロック帳壁及び塀	(8.3.2～8.3.4) ブロックの種類等 断面形状及び圧縮強さによる区分 / 正味厚さ(mm) / モデュール呼び寸法(mm) 長さ 高さ / 化粧の有無 / (表8.3.1)以外の適用箇所 / 備考 ・ / / / / ・無　・有 / / / ・空洞ブロックC(16) / / / / ・無　・有 / / / モルタルの調合（容積比） ※標準仕様書表8.2.1による ・セメント（　　）　　：砂（　　） 塀に用いるブロックの正味厚さ（mm） 塀の高さが2m以下　※120　・ 塀の高さが2m超え　※150　・ 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※図示による（　　）　　・ 各部の配筋 ※図示による（　　）　　・

章	項　目	特　記　事　項

3　ＡＬＣパネル

(8.4.2～8.4.5)

ALC パネルの区分等

区分			単位荷重(N/㎡) 正荷重	単位荷重(N/㎡) 負荷重	厚さ(㎜)	幅及び長さ	耐火性能(時間)	構法の種別
・外壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠	・	・	・ ・	図示による	・なし ・1	・A 種 ・B 種
・間仕切壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠	―	―	・ ・	図示による	・なし ・1	・C 種 ・D 種 ・E 種
・屋根用	―	―	・	・	・ ・	図示による	・0.5	※F 種
・床用	―	―	・	―	・ ・	図示による	・1 ・2	

パネルの相互の接合部に挿入する耐火目地材
　・

外壁、屋根パネルの構法
　1 章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の耐風圧性能

外壁パネル構法及び間仕切壁パネル構法における耐震性能
　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

パネル幅の最小限度を 300㎜ 未満とする場合
　・図示による　　・

目地幅(㎜)
（パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅、入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部）
　※10～20　　・

外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填
　　・適用する　　・適用しない

4　押出成形セメント板（ＥＣＰ）

(8.5.2～8.5.5)

ECP の種類等

パネルの種類	形状	厚さ(㎜)	幅(㎜)	工法の種別	備考
◎外壁パネル	◎F	・50　◎60　・	※600 ・	◎A 種 ・B 種	
	・D	・50　・60			
	・T	60			
・間仕切壁パネル	・F	・50　・60　・	※600 ・	・B 種 ・C 種	
	・D	・50　・60			
	・T	60			

注）Ｆ：フラットパネル、Ｄ：デザインパネル、Ｔ：タイルベースパネル

外壁パネルの工法における耐風圧性能
　1 章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の耐風圧性能

外壁パネル工法及び間仕切りパネル工法における耐震性能
　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

パネル幅の最小限度を 300 ㎜未満とする場合
　・図示による　　・

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
パネル相互の目地幅（㎜）
　◎長辺（　8㎜　　）　　◎短辺（　15㎜　　）

出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅（㎜）
　※15 程度　　・

耐火構造以外の目地及び隙間の処理
　※パネル製造所の仕様　　・

やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する
<table>
<tr><th></th><th></th><th>孔あけ及び欠き込みの大きさ</th><th>切断後のパネルの残り部分の幅</th></tr>
<tr><td rowspan="2">パネルに孔あけを設ける場合</td><td>短辺</td><td>パネル幅の 1/2 以下、かつ、300㎜ 以下</td><td>150㎜ 以下</td></tr>
<tr><td>長辺</td><td>500㎜ 以下</td><td>300㎜ 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">パネルに欠き込みを設ける場合</td><td>短辺</td><td>パネル幅の 1/2 以下、かつ、300㎜ 以下</td><td>300㎜ 以下</td></tr>
<tr><td>長辺</td><td>500㎜ 以下</td><td>300㎜ 以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
9 防水工事	1　アスファルト防水	(9.2.2～9.2.5)（表9.2.3～9.2.9）

屋根保護防水

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート
・A-1			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/m²程度 ・
・A-2			
・A-3			
・B-1			
・B-2			
・AI-1		(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA（スキン層付き） (厚さ)(mm) ・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/m²程度 ・
・AI-2			
・AI-3			
・BI-1			
・BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.2.3及び表9.2.4による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　　(　　)

材料による区分　　※R種

厚さ　　(　　)mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表9.2.5及び表9.2.6による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分　　(　　)

材料による区分　　※R種

厚さ　　(　　)mm以上

立上り部への断熱材及び絶縁シート

※設置しない　　・設置する

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ　　※水下　80mm以上　・

床タイル張り　　※水下　60mm以上　・

立上り部の保護工法

・乾式保護材（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

窯業系パネルⅠ類　厚さ(　　)mm　幅(　　)mm

・コンクリート押え

・れんが押え（※JIS R 1250　・　　）

・モルタル押え（屋内）

屋根露出防水

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射反射率防水
			種類	使用量	
・D-1			・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	・適用する
・D-2					・適用する
・DⅠ-1		標準仕様書9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ)(mm) ・			・適用する
・DⅠ-2					・適用する

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　（　　）
材料による区分　※R種
厚さ　（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.7及び表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　（　　）
材料による区分　※R種
厚さ　（　　）mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示による　・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　個

屋内防水
防水層の種別
<table>
<tr><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr>
<tr><td>・E-1</td><td></td><td>・E-2</td><td></td></tr>
</table>
保護層
・設ける（※図示による　・　）　・設けない
E-1の工程3を行う部位
※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
・
防水層の下地の立上り
※ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ　標準仕様書 表6.2.4［打放し仕上げ種別］のB種
・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
防水層の下地のモルタル塗り
・適用する（施工範囲　※図示による　・　）
・適用しない
屋上排水溝
・図示による　・
</td></tr>
<tr><td></td><td>2　改質アスファルトシート防水</td><td>
(9.3.2)（9.3.3）（表9.3.1～9.3.3）
屋根露出防水
防水層の種別
<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">断熱材</th><th rowspan="2">防湿用シート</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">高日射反射率防水</th></tr>
<tr><th>種類</th><th>使用量</th></tr>
<tr><td>・AS-T1</td><td></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="7">※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様
・</td><td rowspan="7">※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様
・</td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・AS-T2</td><td></td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・AS-T3</td><td></td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・AS-T4</td><td></td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・AS-J1</td><td></td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・ASI-T1</td><td></td><td rowspan="2">標準仕様書 9.3.2(3)(ｳ)
（種類）
・
（厚さ）（mm）
・</td><td rowspan="2">・設ける
（改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様）
・設けない</td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>・ASI-J1</td><td></td><td>・適用する</td></tr>
</table>
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.1から 表9.3.3による
</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料による区分　　※R種
厚さ　　（　　）mm以上

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.2及び 表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料による区分　　※R種
厚さ　　（　　）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.3.2及び 表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料による区分　　※R種
厚さ　　（　　）mm以上

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　　・
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　　・　　個

3 合成高分子系
ルーフィングシート防水

(9.4.2～9.4.4)（表9.4.1～9.4.3）

防水層の種別

種別	施工箇所	可塑剤移行防止用シートの材質	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・S-F1				※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・S-F2						・適用する
・S-M1				※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・S-M2						・適用する
・SI-F1			標準仕様書 9.4.2(3)(ｴ)(b)（種類）・（厚さ）mm・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・SI-F2						・適用する
・SI-M1			標準仕様書 9.4.2(3)(ｴ)(a)（種類）・（厚さ）mm・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様・	・適用する
・SI-M2		※発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰﾄ・				・適用する

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様
※非歩行仕様　　・軽歩行仕様

SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない

章	項　目	特　記　事　項

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層	
		平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚
・S-C1		・	※7㎜ 以下 ・

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類

目地割

※目地割り 2 ㎡程度、最大目地間隔 3m 程度　　・

目地の種類

※押し目地　　・

合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書 表 9.4.1 から表 9.4.3 による

・JIS A 6008 に基づく種類及び厚さ

種類　・　　厚さ　・　　㎜以上

固定金具の材質、形状及び寸法

※厚さ 0.4㎜ 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの

・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量

種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様　　・

設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様　　・(　　) 個

接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理

・行う　(・図示による　・　)　・行わない

プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別　S-F1、SI-F1 の場合）

・行う　(・図示による　・　)　・行わない

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け

1 章　適用区分による風圧力の（・1　・　　）倍の風圧力に対応した工法

4　塗膜防水

(9.5.3)（表 9.5.1）（表 9.5.2）

防水層の種別

種別	施工箇所	仕上塗料		保護層	高日射反射率防水
		種類	使用量		
・X-1		※主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・		・適用する
・X-2		※主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・		・適用する
・Y-1	※地下外壁防水 ・				
・Y-2	※屋内防水 ・			・適用する ・適用しない	

ウレタンゴム系塗膜防水 X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量

種類　　※主材料の製造所の仕様　　・

設置数量　※主材料の製造所の仕様　　・(　　) 個

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>５　ケイ酸質系塗布防水</td><td>(9.6.4)（表9.6.1）
防水層の下地
壁　※コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書表6.2.4 B種）　・
天井部　※コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書表6.2.4 B種）　・

下地処理
コンクリートの打継ぎ箇所の処理
※打継ぎ部分に対し、幅30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。
・図示による
・

標準仕様書9.6.4(2)の(ｲ)、(ｳ)以外の下地処理
・図示による
・</td></tr>
<tr><td></td><td>6　シーリング</td><td>(9.7.2)（9.7.3）（9.7.5）（表9.7.1）
下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による。
<table><tr><th>施工箇所</th><th>シーリング材の種類（記号）</th></tr><tr><td>金属面</td><td>MS-2　15×10</td></tr><tr><td>押出成形セメント板</td><td>MS-2　15×10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>
仕上げを行わない施工箇所（・図示による　・　）
シーリング材の目地寸法
※標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による
・図示による
・

接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
10 石工事	1　施工	(10.1.3) 石材の割付け ※図示による　　・
	2　石材等	(10.2.1)(10.2.3)(表10.2.1)(表10.2.2)

天然石

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げの種類	備考
・床石		・図示による ・			

ジェットバーナー仕上げの場合のバフ仕上げの有無
・あり　　・なし

テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5～12 ・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げの種類	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5～12 ・	・300型 ・400型		

(10.2.3)

その他の材料

取付け用モルタル
※専門工事業者の指定する製品　　・

既調合の目地モルタル
※専門工事業者の指定する製品　　・

浸透性吸水防水剤
※専門工事業者の指定する製品　　・

石裏面処理材
※専門工事業者の指定する製品　　・

裏打ち処理材
※専門工事業者の指定する製品　　・

ドレンパイプの材質
・樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25～35φ
・

金物の固定に使用する充填材料等
※専門工事業者の指定する製品　　・

章	項　目	特　記　事　項
	3　外壁湿式工法	(10.2.2) (10.2.3) (10.3.2) (10.3.3) 受金物 　材質 　　※SUS304　　・ 　形状及び寸法 　　・L-75×75×6(mm)の加工　長さ 100mm 又は 150mm 　　・ アンカーの材質及び寸法 　材質 　　※SS400　　・ 　寸法 　　・　　・ あと施工アンカーの材質、寸法等 　種類　　・ 　材質　　・ 　寸法　　・ ドレンパイプ 　・設ける（設置位置：図示による） 　・設けない 石裏面処理 　・適用する　　・適用しない 裏打ち処理 　・適用する　　・適用しない 下地ごしらえ 　※あと施工アンカー・横筋流し工法 　・あと施工アンカー工法 　・流し筋工法 目地 　一般目地 　　・目地モルタル　　(目地幅　・　　) 　　・既調合の目地モルタル　(目地幅　・　　) 　　※シーリング材　　(種類　※標準仕様書 表 9.7.1 による　・　) 　　(目地幅及び深さ　・　　) 伸縮調整目地 　位置 　　・図示による 　シーリング材の種類 　　※標準仕様書 表 9.7.1 による 　目地寸法 　　※幅・深さともに 10mm 以上 　　・図示による

章	項　目	特　記　事　項
	４　内壁空積工法	(10.2.2) (10.4.2) (10.4.3) 受金物 　材質 　　※SUS304　　・ 　形状及び寸法 　　・L-75×75×6(mm)の加工　　長さ100mm又は150mm 　　・ あと施工アンカーの材質、寸法等 　種類　　・ 　材質　　・ 　寸法　　・ 石裏面処理 　・適用する　　・適用しない 裏打ち処理 　・適用する　　・適用しない 下地ごしらえ 　※あと施工アンカー、横筋流し工法 　・あと施工アンカー工法 一般目地 　・目地モルタル　　(目地幅　・　　) 　・既調合の目地モルタル　(目地幅　・　　) 　・シーリング材　　(種類　※標準仕様書 表9.7.1による　・　) 　　(目地幅及び深さ　・　　) 伸縮調整目地 　位置 　　・6m程度 　　・図示による 　シーリング材の種類 　　※標準仕様書 表9.7.1による 　目地寸法 　　・
	５　外壁乾式工法	(10.2.2) (10.5.2) (10.5.3) (表10.2.4) 乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等 　※標準仕様書表10.2.4による 　　(方式：　・スライド方式　　・ロッキング方式　　) 　・図示による あと施工アンカーの材質、寸法等 　種類　　・ 　材質　　・ 　寸法　　・ だぼ用の穴の位置 　※標準仕様書10.5.2(2)(ｱ)による 　・図示による 裏打ち処理 　・適用する　　・適用しない

章	項　目	特　記　事　項
		建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法 シーリング材 　種類 　　※標準仕様書 表9.7.1による 　　・ 　目地幅及び深さ 　　・
	6　床及び階段の石張り	(10.6.2) (10.6.3) 浸透性吸水防止剤 　（床石張り）　・適用する　・適用しない 石裏面処理 　（床石張り）　・適用する　・適用しない 　（階段張り）　・適用する　・適用しない 裏打ち処理 　（床石張り）　・適用する　・適用しない 一般目地 　・目地モルタル　（目地幅　・　） 　・既調合の目地モルタル　（目地幅　・　） 　・シーリング材　（種類　※標準仕様書 表9.7.1による　・　） 　　（目地幅及び深さ　・　） 伸縮調整目地 　位置 　　※標準仕様書10.6.2(5)(a)による 　　・図示による 　シーリング材の種類 　　※標準仕様書 表9.7.1による 　　・ 　目地寸法 　　※幅・深さともに10mm以上 　　・図示による
	7　笠木、甲板等の石張り	(10.2.2) (10.7.2) 取付け工法 　・湿式工法 　・乾式工法 特殊部位用金物 　材質 　　※SUS304 　寸法等 　　引金物 　　※標準仕様書表10.2.3による 　　・ 　　だぼ 　　※標準仕様書表10.2.3による 　　・ 　　かすがい 　　※標準仕様書表10.2.3による 　　・ 　　受金物 　　※標準仕様書10.2.2(1)(イ)による

章	項　目	特　記　事　項
		・ 乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等 　ファスナー 　　※標準仕様書表 10.2.4 に準ずる 　　（方式：　　・スライド方式　　・ロッキング方式） 　　・図示による あと施工アンカーの材質、寸法等 　種類　　・ 　材質　　・ 　寸法　　・ 石裏面処理 　・適用する　　・適用しない 乾式工法の場合の取付け代 　※70 ㎜程度　　・ 石材の裏面の補強用モルタル 　・適用する　　・適用しない 一般目地 　・目地モルタル　　（目地幅　・　　） 　・既調合の目地モルタル　（目地幅　・　　） 　・シーリング材　　（種類　　※標準仕様書 表 9.7.1 による　　・　） 　　（目地幅及び深さ　　・　　） 伸縮調整目地 　位置 　　※標準仕様書 10.6.2(5)(a)による 　　・図示による 　シーリング材の種類 　　※標準仕様書 表 9.7.1 による 　　・ 　目地寸法 　　・図示による

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="3">11
タイル工事</td><td>1　伸縮調整目地及び
ひび割れ誘発目地</td><td>(11.1.3)（表 11.1.1）
位置　　※標準仕様書 表 11.1.1 による　　・図示による
目地寸法　　・図示による　　・</td></tr>
<tr><td>2　見本焼き・試験施工</td><td>(11.1.4)
見本焼き
・行う（施工箇所：　　）　　・行わない
試験張り
・行う（範囲、仕様等は図示による）　　・行わない</td></tr>
<tr><td>3　セメントモルタルによるタイル張り</td><td>(11.2.2)（11.2.6）
タイルの形状、寸法等
<table>
<tr><td>施工箇所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>形状/寸法(mm)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>再生材料
の適用</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td></tr>
<tr><td>吸水率による
区分</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td></tr>
<tr><td>うわぐすり</td><td>・施ゆう
・無ゆう</td><td>・施ゆう
・無ゆう</td><td>・施ゆう
・無ゆう</td><td>・施ゆう
・無ゆう</td></tr>
<tr><td>役物</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td></tr>
<tr><td>色</td><td>・標準　・特注</td><td>・標準　・特注</td><td>・標準　・特注</td><td>・標準　・特注</td></tr>
<tr><td>耐凍害性</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td><td>・有　・無</td></tr>
<tr><td>耐滑り性</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

既調合モルタル（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

既調合目地材（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
※目荒し工法（高圧水洗処理）
・MCR 工法
・

壁タイル張りの工法
内外装タイル
・密着張り
・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル
・マスク張り
・モザイクタイル張り</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
	４　有機系接着剤による タイル張り	(11.3.2～11.3.5) タイルの形状、寸法等

施工箇所				
種類				
形状/寸法(mm)				
再生材料の適用	・適用する	・適用する	・適用する	・適用する
吸水率による区分	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
うわぐすり	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう
役物	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
色	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注	・標準　・特注
耐凍害性	・有　・無	・有　・無	・有　・無	・有　・無
耐滑り性	・	・	・	・
備考				

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

目地のシーリング材
　打継ぎ目地
　　※ポリウレタン系シーリング材
　　・
　ひび割れ誘発目地
　　※ポリウレタン系シーリング材
　　・
　伸縮調整目地及びその他の目地
　　※変成シリコーン系シーリング材

下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　※目荒し工法(高圧水洗処理)
　・MCR 工法
　・

外装タイルの目地詰め
　※行う
　・行わない

章	項　目	特　記　事　項
12 木工事	1 施工一般	(12.2.1) 材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は標準仕様書 12.2.1(1)(ｳ)(b)による
	2 製材	(12.2.1) (12.4.1) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1) (表 12.2.2)

・JAS 1083-5　製材-第 5 部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等 の適用
		※2 級 ・	※A 種 ・B 種 ・		
		※2 級 ・	※A 種 ・B 種 ・		

◎JAS 1083-2　製材-第 2 部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等 の適用
見え掛り面		※上小節 ・	※A 種 ・B 種 ・		
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A 種 ・B 種 ・		
			※A 種 ・B 種 ・		

・JAS 1083-6　製材-第 6 部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処 理	間伐材等 の適用
		※1 等　・	※10%以下 ・A 種・B 種・		
		※1 等　・	※10%以下 ・A 種・B 種・		

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等 の適用
		(　　) 造作材の場合 (※A 種・B 種)	・適用する ・適用しない	※A 種 ・B 種 ・	
		(　　) 造作材の場合 (※A 種・B 種)	・適用する ・適用しない	※A 種 ・B 種 ・	

章	項　目	特　記　事　項
	3　造作用集成材	(12.2.1) ◎「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等 ・2等	
					※1等 ・2等	

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	
		化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等	

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	
				※15%以下 ・	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	

章	項　目	特　記　事　項

4　造作用単板積層材

(12.2.1)

・JAS 0701 に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				・適用する ・適用しない	
				・適用する ・適用しない	

・JAS 0701 以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			※14%以下 ・	・適用する ・適用しない	
			※14%以下 ・	・適用する ・適用しない	

・JAS 3079 に基づく直交集成板（CLT）

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用

5　合板等

(12.2.1)

・「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1 類 ・2 類	広葉樹 ※2 等以上 ・1 等 針葉樹 ※C-D 以上 ・	・適用する ・適用しない	
	・			・		

◎「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
外壁	※12 ・	・１級 ※２級以上		※１類 ・特類	※C-D 以上 ・	◎適用する ・適用しない	・適用する （　　） ・適用しない	
	※12 ・	・１級 ※２級以上		※１類 ・特類	※C-D 以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する （　　） ・適用しない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・1 類 ・特類	・適用する ・適用しない	

章	項　目	特　記　事　項

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹脂名	化粧加工の方法	防虫処理
		・1類 ・2類			・適用する ・適用しない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15mm ・

・JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法(mm)

・MDF

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

6　接合具等　(12.2.2)

造作材の化粧面の釘打ち
　※隠し釘打ち
　・釘頭埋め木
　・つぶし頭釘打ち
　・釘頭現し

諸金物
　※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
　（標準仕様書 表12.2.3～12.2.5に示す程度の市販品　表14.2.2のF種程度）
　・　　（形状：　　寸法：　　材質：　　）

7　接着剤　(12.2.2) (12.2.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆
　・

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>8　防腐・防蟻処理</td><td>(12.3.1) (12.3.2)
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理
<table>
<tr><th>適用部位</th><th>保存処理性能区分</th></tr>
<tr><td></td><td>・K2　・K3　・K4</td></tr>
<tr><td></td><td>・K2　・K3　・K4</td></tr>
<tr><td></td><td>・K2　・K3　・K4</td></tr>
</table>
・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
<table>
<tr><th>適用部材</th><th>処理の方法</th><th>薬剤の種類</th></tr>
<tr><td></td><td>※薬剤の製造所の仕様による
・</td><td>※JIS K 1571 に適合
又は同等品</td></tr>
<tr><td></td><td>・</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>・</td><td></td></tr>
</table>
・薬剤の接着材への混入による防腐・防蟻処理
適用部位（　　）

・合板等の加圧注入処理の適用
適用部位（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>9　内部間仕切軸組及び床組み</td><td>(12.4.1)
・間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・
・床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・</td></tr>
<tr><td></td><td>10　窓、出入口その他</td><td>(12.5.1)
・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉
・</td></tr>
<tr><td></td><td>11　床板張り</td><td>(12.6.1)
・縁甲板及び上がりかまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※ひのき
・</td></tr>
<tr><td></td><td>12　壁及び天井下地</td><td>(12.7.1)
・壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
13 屋根及びとい工事	1　長尺金属板葺	

(13.2.2) (13.2.3)

施工箇所	板及びｺｲﾙの種類	塗膜の耐久性の種類、めっき付着量	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用 着色・有 ・	・5類 (AZ150) ・	・0.4 ・0.5 ・	・心木なし瓦棒葺 ・立て平葺 ・蟻掛葺 ・横葺 ・	

下葺材料
・アスファルトルーフィング　940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般ﾀｲﾌﾟ　・複層基材ﾀｲﾌﾟ　・粘着層付ﾀｲﾌﾟ）
横葺きの場合のけらば納め
・つかみ込み納め　・けらば包み納め
工法
1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

雪止め
・設置する（形状及び施工箇所　・図示による　・　）
・設置しない

2　折板葺

(13.2.2) (13.3.2) 表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
		山高	山ﾋﾟｯﾁ					
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形			(　)種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し
	・							

材料
鋼板の種類（※JIS G 3322の屋根用（着色　・有　・　）　）
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（・5類（AZ150）　・　）

断熱材張り
・行う（断熱材の種別：　厚さ(mm)：　防火性能：　）
・行わない

工法
1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

耐雪性能に対応した工法の適用
・適用する
・適用しない

折板のけらば納め
※けらば包みによる方法
・

雪止め
・設置する（形状及び施工箇所　・図示による　・　）
・設置しない

章	項　目	特　記　事　項
	３　粘土瓦葺	(13.4.2) (13.4.3)

施工箇所	種類			産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
	製法による区分	形状による区分	寸法による区分			
						・適用する ・適用しない
						・適用する ・適用しない

桟瓦の防災瓦の使用
　・適用する　　・適用しない
JIS A 5208に基づく凍害試験等
　・行う　　・行わない
　瓦桟木
　　材質
　　※杉　　・
　　寸法
　　※幅21×高さ15(㎜)以上
　　・
棟補強用心材
　材質
　　※杉　　・
　寸法
　　※幅40×高さ30(㎜)以上
　　・
瓦緊結用釘及びねじ
　種類（　　）径（　　）長さ（　　）
棟補強等に使用する金物等
　材質
　　・ステンレス製
　　・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製
　形状、寸法及び留付け方法
　　※図示による
　　・
工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等
　　※図示による
　　・
瓦桟木の留付け工法
　※図示による
　・
棟の工法
　・7寸丸伏せ棟又はF形用冠瓦伏せ棟
　・のし積み棟
　・
面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
　・モルタル
　・瓦葺き用しっくい

章	項　目	特　記　事　項
	4　とい	(13.5.2)(13.5.3)(表 13.5.4) といその他の材種 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ルーフドレン ・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類：　　） ◎アルミ角形バンドレス とい受金物 材種 ※標準仕様書　表 13.5.2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品（とい径 100 以下） ・25×4.5（㎜）以上（とい径 100 を超えるもの） ・ 取付け間隔 ※標準仕様書　表 13.5.2 による ・ 足金物 材種 ※標準仕様書　表 13.5.2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品 ・ 取付け間隔 ※標準仕様書　表 13.5.2 による ・ 多雪地域 ・適用する　　・適用しない 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆　　・ 鋼管製といの防露巻き ※標準仕様書　表 13.5.4 による ・ ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用 たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80　・100 ・125　・150	
◎ろく屋根用 横形Ⅰ型	※ねじ込み式	◎80　・100 ・125　・150	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	
◎バルコニー用	・ねじ込み式	・50　・80　・100	
	◎差し込み式	・50　◎75　・100	

章	項　目	特　記　事　項
14 金属工事	1　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.1)（表 14.2.1）

種別	色合い等	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・AB-1 種		
・AB-2 種	・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・AC-1 種		
・AC-2 種	・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BA-1 種		
・BA-2 種	・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BB-1 種		
・BB-2 種	・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・BC-1 種		
・BC-2 種	・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ﾌﾞﾗｯｸ系・ｽﾃﾝｶﾗｰ	
・C 種		

陽極酸化皮膜の着色方法
※二次電解着色
・三次電解着色

2　鉄鋼の亜鉛めっき

(14.2.2)（表 14.2.2）

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
・溶融亜鉛めっき	・A 種	
	・B 種	
	・C 種	
・電気亜鉛めっき	・D 種	
	・E 種	
	・F 種	

3　軽量鉄骨天井下地

(14.4.2～14.4.4)（表 14.4.1）

野縁等の種類
屋外
※25 形　・19 形
屋内
※19 形　・25 形

屋外の形式及び寸法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔　・図示による　・
周辺部の端からの間隔　・図示による　・
野縁の間隔　・図示による　・
・つりボルトの間隔が 900mm を超える場合
（補強方法　※図示による　・　）
・天井のふところが 3.0m を超える場合
（補強方法　※図示による　・　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
（補強箇所　・図示による　・　）
（補強方法　※図示による　・　）
耐震性能　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
1 章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>4　軽量鉄骨壁下地</td><td>(14.5.3)（14.5.4）（表 14.5.1）
スタッド、ランナの種類
※標準仕様書　表 14.5.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による　　・
スタッドの高さが 5.0m を超える場合
※図示による　　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書 14.5.4(5)による　　・</td></tr>
<tr><td></td><td>5　金属成形板張り</td><td>(14.6.2)（14.6.3）（表 14.2.1）
<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">製法</th><th rowspan="2">形状</th><th rowspan="2">板幅
(mm)</th><th rowspan="2">板厚
(mm)</th><th colspan="2">表面処理</th></tr>
<tr><th>種別</th><th>色合い等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">・アルミニウム</td><td>・押出し
・ロール</td><td>スパンドレル形</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>・プレス
・</td><td>パネル形</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
取付け用下地
※標準仕様書 14.4 による
・図示による
伸縮調整継手
・設ける（施工箇所　　・図示による　　・　　）
・設けない
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
1 章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法</td></tr>
<tr><td></td><td>6　アルミニウム製笠木</td><td>(14.7.2)（14.7.3）（表 14.2.1）（表 14.7.1）
種類　　・250 形　　・300 形　　・350 形
表面処理
種別（　　）種
色合い等　・標準色（　　）　・特注色
笠木の固定金具の工法等
1 章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
15 左官工事	1　モルタル塗り	(15.3.2) (15.3.5) モルタル　・現場調合材料 ・既調合材料（　　） 既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示による　・　） ・設けない 床の目地　・設ける 目地割り　※2 ㎡程度（最大目地間隔 3m 程度）　・ 目地の種類　※押し目地　・ ・設けない 屋外のタイル張り下地及び屋内の吹き抜け部分等のタイル張りの下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験 ・適用する　・適用しない 防水剤（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
	2　せっこうボード その他のボード下地	(15.2.5) せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ 種類（・GB-R　・GB-L　・　　）厚さ（　　mm） 木質系セメント板の種類及び厚さ 種類（・　　）厚さ（　　mm）

章	項　目	特　記　事　項

3　仕上塗材仕上げ

(15.6.2)

内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

仕上塗材の種類

・薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装薄塗材Si	・	仕上げの形状及び工法 ・砂壁状 ・ゆず肌状（・吹付け・ﾛｰﾗｰ塗り） ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状　（・吹付け・こて塗り） ・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り） ・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく 吸放湿性 ・適用する・適用しない
・可とう形外装薄塗材Si	・	
・外装薄塗材E	・	
・可とう形外装薄塗材E	・	
・防水形外装薄塗材E	・	
・外装薄塗材S	・	
・内装薄塗材C	・	
・内装薄塗材L	・	
・内装薄塗材Si	・	
・内装薄塗材E	・	
・内装薄塗材W	・	

・厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装厚塗材C	・	仕上げの形状及び工法 ・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし 吸放湿性 ・適用する　・適用しない 上塗材 ・適用する　・適用しない
・外装厚塗材Si	・	
・外装厚塗材E	・	
・内装厚塗材C	・	
・内装厚塗材L	・	
・内装厚塗材G	・	
・内装厚塗材Si	・	
・内装厚塗材E	・	

・複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・複層塗材CE	・	仕上げの形状及び工法 ・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状 耐候性　※耐候形3種　・ 上塗材の種類 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・ 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック
・可とう形複層塗材CE	・	
・複層塗材Si	・	
・複層塗材E	・	
・複層塗材RE	・	
・防水形複層塗材CE	・	
・防水形複層塗材E	・	
・防水形複層塗材RE	・	

・軽量骨材仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料
・吹付用軽量塗材	・
・こて塗用軽量塗材	・

4　マスチック塗料塗り

(15.7.2)

種別　　・A種　　・B種

5　ロックウール吹付け

(15.12.2)（15.12.3）

ロックウールのホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・
接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・
仕上げ吹付け厚さ(mm)　　・図示による　　・25mm　　・

章	項　目	特　記　事　項
	６　しっくい塗り	(15.10.2～15.10.4) しっくい ・既調合材料 色しっくい　・適用する　・適用しない ・現場調合材料 下地 ・せっこうボード ・せっこうラスボード ・モルタル塗り ・木ずり ・こまい ・下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに使用する場合 ・ 既調合しっくいの調合 ・せっこうボード下地　※標準仕様書 表15.10.1　・ ・モルタル塗り下地　※標準仕様書 表15.10.2　・ ・せっこうラスボード下地　※製造所の仕様による　・ 現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚 ・木ずり下地　※標準仕様書 表15.10.3　・ ・せっこうプラスター下地、こまい下地　※標準仕様書 表15.10.4　・ 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法 ・なで切り仕上げ　・パターン仕上げ

章	項　目	特　記　事　項
16 建具工事	1　防火戸	(16.1.3) ・建具表による　・
	2　見本の製作等	(16.1.4) 建具見本の製作　・行う（建具符号：　） ・行わない 建具見本製作の目的等　・ 特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　） ・行わない
	3　防犯建物部品	(16.1.6) ・適用する（・建具表による　・　） ・適用しない
	4　アルミニウム製建具	(16.2.2～16.2.5)（表 14.2.1）（表 16.2.1）（表 16.2.2） 性能値等 耐風圧性の等級（◎S-5　） （建具符号：・建具表による　・　） 気密性の等級　（◎A-4　） （建具符号：・建具表による　・　） 水密性の等級　（◎W-5　） （建具符号：・建具表による　・　） 外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・A 種	S-4	A-3	W-4	※図示による
◎B 種	S-5			※図示による
・C 種	S-6	A-4	W-5	※図示による
・D 種	S-2	A-3	W-3	※図示による
・E 種	S-3			※図示による

防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（・　）
（建具符号：・建具表による　・　）
枠の見込み寸法　・建具表による
材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　・

形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具
種別（標準仕様書 表 14.2.1）
◎BB-1　・BB-2（着色　・標準色　・特注色）
屋内の建具
種別（標準仕様書 表 14.2.1）
◎BC-1　・BC-2（着色　・標準色　・特注色）
結露水の処理方法　・水貯め式　◎排水式

工法
水切り板、ぜん板　※図示による
木下地の場合の内付け建具　・適用しない　・適用する

章	項　目	特　記　事　項

5　網戸等

(16.2.3)

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25mm 以上 ・	※16～18 メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法 15mm

6　樹脂製建具

(16.2.5)（16.3.2～16.3.5）（表 16.3.1～16.3.3）

性能値等

耐風圧性の等級（　　）

気密性の等級　（　　）

水密性の等級　（　　）

外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	施工箇所
・A 種	S-4	A-4	W-4	※図示による
・B 種	S-5		W-5	※図示による
・C 種	S-6			※図示による
・D 種	S-2		W-3	※図示による
・E 種	S-3			※図示による

防音ドア、防音サッシ

遮音性の等級　・T-1　・T-2

（建具符号：・建具表による　・　　）

断熱ドア、断熱サッシ

断熱性の等級　・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8

（建具符号：・建具表による　・　　）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・

枠の見込み寸法　・建具表による　・

材料

ガラス　※複層ガラス（組合せは建具表による）　・

ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　・

形状及び仕上げ

表面色　・標準色　・特注色

工法

水切り板、ぜん板　※図示による

木下地の場合の内付け建具　・適用しない　・適用する

7　鋼製建具

(16.2.2)（16.4.2～16.4.4）（16.4.6）（表 16.4.2）

性能値等

簡易気密型ドアセット　◎適用する（建具符号：建具表による）

・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（◎S-5　　）

（建具符号：・建具表による　・　　）

防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（・　　）

（建具符号：・建具表による　・　　）

断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（・　　）

（建具符号：・建具表による　・　　）

耐震性能　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料

ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1　・

ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　・

形状及び仕上げ

章	項　目	特　記　事　項
		鋼板類の厚さ　※標準仕様書 表16.4.2による ・　（使用箇所：　） 標準型鋼製建具の形状及び寸法　※建具表による　・
	8　鋼製軽量建具	（16.2.2）（16.5.2～16.5.4）（16.5.6）（表16.5.1） 性能値等 簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：・建具表による） ・適用しない 防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 耐震性能　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 材料 鋼板 ・亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板（※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・） ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL　・ 形状及び仕上げ 鋼板類の厚さ(mm)　※標準仕様書 表16.5.1による ・　（使用箇所：　） 標準型鋼製軽量建具の形状及び寸法　※建具表による　・
	9　ステンレス製建具	（16.2.2）（16.4.2）（16.6.2～16.6.5） 性能値等 簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：・建具表による） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（・　） （建具符号：・建具表による　・　） 耐震性能　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 材料 ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・ ステンレス製のくつずり仕上げ　※HL　・ 形状及び仕上げ 表面仕上げ　※HL　・鏡面仕上げ　・ 工法 ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

章	項　目	特　記　事　項
	10　木製建具	(16.7.2～16.7.4) 建具材の加工、組立時の含水率　※A種　・ 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ ・フラッシュ戸 表面材のホルムアルデヒド放散量等 ※標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による　・ 表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 ・ 板面の品質（※広葉樹1等　・　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・天然木　化粧合板	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類）	
・特殊加工　化粧合板	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・1類　・2類）	
・MDF		

表面板の厚さ　※標準仕様書 表16.7.6による　・
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用
・適用しない　・適用する

・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・生地縁（素地）　・塗り縁　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・

・戸ぶすま
表面板の仕上　・建具表による　・
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・

・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・

枠、くつずりの材料　・建具表による　・

章	項　目	特　記　事　項
	11　建具用金物	(16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1～16.8.5) 金物の種類及び見え掛り部の材質等 　※標準仕様書 表16.8.1により適用は建具表による　・ 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ 　※標準仕様書 表16.8.2による　・建具表による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ 　※標準仕様書 表16.8.3による　・建具表による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ 　※標準仕様書 表16.8.4による　・建具表による 木製建具に使用する戸車及びレール 　※標準仕様書 表16.8.5による　・建具表による 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 　・建具表による　・ シリンダー箱錠及びシリンダー本締り錠 　(品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) クローザ類 　(品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による)
	12　鍵	(16.8.4) マスターキー　◎製作する　(　　)　・製作しない 鍵の製作本数　※各室3本1組(室名札付き)　・ 鍵箱　※有　・無
	13　自動ドア開閉装置	(16.9.2)(16.9.3) 戸の開閉方式　・建具表による　・ ・引き戸用駆動装置 　性能値　※標準仕様書 表16.9.1(防錆　・適用する　・適用しない) 　・以下による 　種類・開閉方式　(　　) 　耐電圧　(　　) 　温度上昇　(　　) 　耐久性(サイクル)　(　　) 　防錆　(　　) 　電源　(　　) ・車椅子使用者用便房出入り口引き戸用駆動装置 　性能値　※標準仕様書 表16.9.2(防錆　・適用する　・適用しない) 　・以下による 　耐電圧　(　　) 　温度上昇　(　　) 　耐久性(サイクル)　(　　) 　防錆　(　　) 　電源　(　　) ・引き戸用検出装置 　性能値　※標準仕様書 表16.9.3(防錆　・適用する　・適用しない) 　・以下による 　耐電圧　(　　) 　防錆　(　　) 　防滴　(　　) 　電源　(　　) 引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目　標準仕様書　表16.9.4 　・建具表による　・ タッチスイッチの種類 　・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの種類 　・大型押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ

章	項　目	特　記　事　項
		凍結防止措置　　・行う　　・行わない
	14　自閉式上吊り 引戸装置	(16.10.3)（表16.10.1） 性能値等 ※標準仕様書 表16.10.1 ・以下による 手動開き力　（　　） 手動閉じ力　（　　） 閉じ速度の調整　（　　） 制動区間　（　　） 開閉繰返し　（　　） 耐衝撃性　（　　）
	15　重量シャッター	(16.11.2)（16.11.3） シャッターの種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）pa 開閉方式の種類 ※電動式（手動併用）　　・手動式 安全装置 電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置 （設置箇所　　・建具表による　　・　　） 電動式シャッターの障害物感知装置 （設置箇所　　・建具表による　　・　　） 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置 （設置箇所　　・建具表による　　・　　） 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける　　・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類　　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） ・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） めっきの付着量　※Z12又はF12　　・ ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質 ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　　・
	16　軽量シャッター	(16.12.2～16.12.4) 開閉方式の種類　※手動式　　・電動式（手動併用） 耐風圧強度　　・（　　）pa 安全装置 電動式シャッターの障害物感知装置 （設置箇所　　・建具表による　　・　　） スラットの材質の種類

章	項　目	特　記　事　項
		・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） めっき付着量（※Z06 又はF06　・　） ・JIS G 3322（塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） めっき付着量（※AZ90　・　） スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形
	17　オーバーヘッドドア	(16.13.2)（16.13.3）

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※ﾊﾞﾗﾝｽ式 ・ﾁｪｰﾝ式 ・電動式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形 ・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形 ・ﾊｲﾘﾌﾄ形 ・ﾊﾞｰﾁｶﾙ形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　）

18　ガラス

(9.7)（16.14.2～16.14.4）（図 16.14.1）

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。

◎フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

◎型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による　・

・網入板ガラス及び線入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による　・
形状による種類	・平面合わせガラス　・曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅱ-1 類　・Ⅱ-2 類　・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による　・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
性能による種類	・1 類　・2 類

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による　・
断熱性による区分	・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・G　・S
乾燥気体の種類	・空気　・アルゴン

章	項　目	特　記　事　項

・熱線反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
日射熱遮へい性による区分	・1種　・2種　・3種
耐久性による区分(日射熱遮へい性が2種の場合)	・A種　・B種

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・

(16.14.2) (9.7)

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材の種別	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・

耐震性能
　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

19　ガラスブロック積み

(16.14.5)

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地(mm)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材
　※図示による　・
力骨　材質　※ステンレス鋼 (SUS304)　・
　　寸法　※径5.5mm　・
　　形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（・白　・グレー　）
シーリング材の種類　（・SR-1　・PS-1　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
　　寸法　※図示による　・
　　形状　※図示による　・
木下地の場合のアンカー等の取り付け間隔
　・図示による　・
目地部の横力骨の納まり
　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示による
工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td>17
カーテンウォール工事</td><td>1　取付け形態、性能等</td><td>(17.1.3)
取付け形態による分類
・層間方式
・柱、梁方式
・方立方式
・スパンドレル方式
・
性能
<table>
<tr><th>水密性</th><th>気密性</th><th>遮音性</th><th>断熱性</th><th>耐火性</th><th>耐温度差性(℃)</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・30分
・1時間</td><td>・80
・70
・60</td></tr>
</table>
耐風圧性能
1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）
<table>
<tr><th>支点間距離(h)</th><th>耐風圧性能</th></tr>
<tr><td>4m以下</td><td>・たわみ量が±(1/150)×hかつ絶対量20mm以下であること
・</td></tr>
<tr><td>4mを超える</td><td>・</td></tr>
</table>
耐震性能　　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
性能の確認方法及び判定方法
※性能を確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督員の承諾を受ける</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
	２　メタルカーテンウォール	(17.2.2) (17.2.3) (17.2.5) (17.2.6) 金属系材料の種類 ・アルミニウム材 ・鋼材 ・ステンレス鋼材 シーリング材の種類（目地等） 種類及び寸法等　※図示による　・ ガラスの取付け材料 ・シーリング 種類（・SR-2　・SR-1　） ・構造ガスケット 形状、寸法等　※図示による　・ 断熱材 種類及び範囲　※図示による　・ 形状及び仕上げ 製品の寸法許容差　※標準仕様書 表 17.2.1 による　・ 見え掛かり部の仕上げ （アルミニウム材の場合） 規格等　標準仕様書 16.2.3 による 種別　・　（標準仕様書 表 14.2.1） 着色　・標準色　・特注色 （鋼材及びステンレス鋼板の場合） ・ ガラス溝の寸法、形状等　※カーテンウォールの製造所の仕様　・ 取付け 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 鉛直方向　※±10mm　・ 水平方向　※±25mm　・ カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 目地の幅　※±3mm　・ 目地の心の通り　※0～2mm　・ 目地両側の段差　※0～2mm　・ 各階の基準墨から各部材までの距離　※±3mm　・ 耐火処理 適用部位、材料等　※図示による　・ ガラスの取付け材料 ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法 ※4 辺支持　・

章	項　目	特　記　事　項
	3　ＰＣカーテンウォール	(17.3.2～17.3.6)(表17.3.1)(表17.3.2) 材料 コンクリート　種類(・普通コンクリート　・軽量コンクリート1種　・　) 品質　設計基準強度(Fc)　※30N/mm2 スランプ　※12cm 気乾単位容積質量 ・普通コンクリートの場合　2.1t/m3を超え2.5t/m3以下 ・軽量コンクリートの場合　1.8t/m3～2.1t/m3 ・ 単位水量の最大値　※185kg/m3　・ 鉄筋　種類の記号　※SD295　・ 補強鉄線　径(mm)　・3.2　・4.0　・5.0　・6.0 網目寸法　・ シーリング材の種類(目地等) 種類及び寸法等　※図示による　・ ガラスの取付け材料 ・構造ガスケット 形状、寸法等　・図示による 耐火処理 適用部位、材料等　※図示による　・ 断熱材　種類(　) 種類及び範囲　※図示による　・ 先付けの材料 ・表面仕上材　・セラミックタイル ・石材 ・建具枠 ・ゴンドラ用ガイドレール ・図示による 形状及び仕上げ 製品の見え掛り部の寸法許容差 辺長　※±3mm　・ 対角線長の差　※0～5mm　・ 版厚　※±2mm　・ 開口部内法寸法　※±2mm　・ ねじれ、反り　※0～5mm　・ 曲がり　※0～3mm　・ 面の凸凹　※0～3mm　・ 先付け金物の位置　※0～5mm　・ PCカーテンウォールの仕上げ　・ 構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm) ※図示による　・ 製作 PC版の配筋　※図示による 取付け 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 鉛直方向　※±10mm　・ 水平方向　※±25mm　・ カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 目地の幅　※±5mm　・ 目地心の通り　※0～3mm　・ 目地両側の段差　※0～4mm　・ 各階の基準墨から各部材までの距離　※±5mm　・ ガラスの取付け方法 ・ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

章	項　目	特　記　事　項
18 塗装工事	1 材料	(18.1.3) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・以下の箇所を除き防火材料とする。 （箇所：　　） ・
	2 素地ごしらえ	(18.2.2～18.2.7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種　・A種
鉄鋼面（ＤＰ以外）		※C種　・A種　・B種
鉄鋼面（ＤＰのみ）		※B種　・A種　・C種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B種　・A種
コンクリート面（ＤＰ以外）及びＡＬＣパネル面		※B種　・A種
押出成形セメント板面		※B種　・A種
コンクリート面（ＤＰのみ）		※A種　・B種
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A種　・B種
	目地：継目処理工法以外	※B種　・A種

3 錆止め塗料塗り　(18.3.2) (18.3.3)

下地面	塗料の種別	錆止め塗料の種別	錆止め塗料塗りの工程
鉄鋼面	SOP	A種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
	DP	C種及びD種	表18.3.4
	EP-G	・A種　※B種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種　・B種	鋼製建具等：A種 上記以外：B種
	DP	B種	表18.3.6
	EP-G	C種	鋼製建具等：A種 上記以外：B種

章	項　目	特　記　事　項
	4 塗装	(18.4.1～18.12.2)

塗装		種別	塗料の種類	高日射反射率塗料
◎合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※A種　・B種	－	－
	木部屋内	・A種　※B種		－
	鉄鋼面	・A種　※B種		・適用する
	亜鉛めっき鋼面	－		・適用する
・クリヤラッカー塗り(CL)		・A種　※B種		－
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		・A種　※B種	－	－
◎耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	－	上塗り塗料の等級(1)級	・適用する
	亜鉛めっき鋼面	－	上塗り塗料の等級(　　)級	－
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A種　・B種 ・C種	－	－
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等	・A種　※B種	－	－
	屋内の木部、鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面	・A種　※B種	－	－
◎合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		・A種　※B種	－	－
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		・A種　※B種	－	－
・ステイン塗り		・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り (OS)	－	－
・木材保護塗料塗り(WP)		・A種　※B種	－	－

高日射反射率塗料を適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。
クリアラッカー塗りA種の工程2の適用
　・適用しない
　・適用する（着色剤：・溶剤系着色剤　　・油性染料着色剤）

ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
　・適用する
　・適用しない
オイルステイン塗りの工程等
　・製造所の仕様による

章	項　目	特　記　事　項
19 内装工事	1 接着剤	(19.2.2) ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示による　・
	2 下地の工法	(19.2.3) 標準仕様書 19.2.3(1)～(3)以外の下地の工法 ・図示による　・
	3 ビニル床シート	(19.2.2) (19.2.3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・ ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ・	

接合部の処理
※熱溶接工法　・

4 ビニル床タイル				(19.2.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	※2.0 ・2.5 ・3.0 ・	

5 特殊機能床材　(19.2.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・帯電防止床ｼｰﾄ	(mm)		
・帯電防止床ﾀｲﾙ	×　(mm)		
・視覚障害者用床ﾀｲﾙ	(mm)	視覚障害者誘導ﾌﾞﾛｯｸ等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による	
・耐動荷重性床ｼｰﾄ	(mm)	—	
・防滑性床ｼｰﾄ	(mm)	—	
・防滑性床ﾀｲﾙ	×　(mm)	—	

6 ビニル幅木				(19.2.2)

材質の種類　◎軟質　・硬質
高さ(mm)　◎40　・60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

7 ゴム床タイル				(19.2.2)

種類　・単層品　・積層品
色柄　(　　)
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)　(　　×　　)

章	項　目	特　記　事　項
	８　カーペット敷き	(19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1)(表19.3.2)

・織じゅうたん

織り方	パイル形状
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループ併用

色柄　　※模様のない無地　　・
パイル糸の種類等
　※無地の織じゅうたんの種類（・A種　　・B種　　・C種　　）
　・
帯電性　　・適用する　　・適用しない
織じゅうたんの接合方法　　※ヒートボンド工法　　・つづり縫い
下敷き材　　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm
　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・4～6　・			
・カット/ループ併用	・			

下敷き材（グリッパー工法の場合）
　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm　　・

タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

・タイルカーペット

パイル形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カット/ ループ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　　・

タイルカーペットの敷き方　　平場　　※市松敷き　　・模様流し　　・
　　階段部分　　※模様流し　　・市松敷き　　・
見切り、押え金物　　材質（　　）
　　種類（　　）
　　形状等　　※図示による　　・

章	項　目	特　記　事　項

9　合成樹脂塗床

(19.4.2)(19.4.3)(表19.4.4)(表19.4.5)

材料	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗り床材 (防塵塗料塗り)		※製造所の指定による	工程 塗布量(kg/㎡) ※0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ※平滑　・防滑 溶剤 ※水性　・溶剤系 ・無溶剤系 仕上げ色 ※標準色　・

塗床料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・

10　フローリング張り

(19.5.2～19.5.5)(表19.5.1～表19.5.6)

フローリングのホルムアルデヒド放散量等
※標準仕様書19.5.2(2)による　　・

各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・

・単層フローリング(フローリングボード1等)
工法
・釘留め工法(・根太張り　　・直張り)
・接着工法
樹種　※なら
厚さ、大きさ　※標準仕様書 表19.5.1、表19.5.3、表19.5.5による　　・
仕上塗装　※塗装品　　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　　・適用しない
・単層フローリング(フローリングブロック1等)
工法
※接着工法
樹種　※なら
厚さ、大きさ　・
仕上塗装　※塗装品　　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　　・適用しない
・複合フローリング(天然木化粧複合フローリング)
工法
・釘留め工法(・根太張り　　・直張り)
・接着工法
樹種　※なら
種別(表19.5.2、表19.5.4、表19.5.6)　・A種　　・B種　　・C種
仕上塗装　※塗装品　　・無塗装品
間伐材等の適用　・適用する　　・適用しない

接着工法の場合の不陸緩和材　　※合成樹脂発泡シート　　・

章	項　目	特　記　事　項
		現場塗装仕上げ　　・行う（施工箇所　　） ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り
	11　畳敷き	(19.6.2)（表19.6.1） 種別 ・A種　・B種　・C種　・D種（畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N） 下地の種類　　・標準仕様書 表12.6.1による床組 ・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン） ・ 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳（畳表：・C1　　・C2）
	12　せっこうボード その他のボード及び合板張り	(19.7.2)（19.7.3）（表19.7.1） MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　　・ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書19.7.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか ・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　　・ 木毛セメント板 種類 ／ 厚さ(mm)、規格等 ・硬質（HW） ／ ・15　・20　・25　・ ・中質（MW） ／ ・15　・20　・25　・ ・普通（NW） ／ ・15　・20　・25　・ 木片セメント板 種類 ／ 厚さ(mm)、規格等 ・硬質（HF） ／ ・12　・15　・18　・21　・ ・普通（NF） ／ ・30　・ 繊維強化セメント板 種類 ／ 厚さ(mm)、規格等 ・けい酸カルシウム板 ／ 普通ボード0.8FK　タイプ２（無石綿） ・6　・8 ・化粧けい酸カルシウム板 ／ 普通ボード0.8FK　タイプ２（無石綿） ・6　・8 表面への化粧張り等の加工 ・アクリル樹脂系焼付け ・ 火山性ガラス質複層板 種類 ／ 厚さ(mm)、規格等 ・火山性ガラス質複層板 ／ ・図示による

章	項　目	特　記　事　項

繊維板

種類	厚さ(mm)、規格等
ハードボード ・スタンダードボード （無処理）	・素地ハードボード(・未研磨板(RN)　・研磨板(RS)) ・内装用化粧ハードボード（DI） 厚さ・2.5　・3.5　・5　・7
ハードボード ・テンパードボード（処理）	・素地ハードボード(・未研磨板(RN)　・研磨板(RS)) ・外装用化粧ハードボード（DE） 厚さ・2.5　・3.5　・5　・7
・ミディアムデンシティ ファイバーボード（MDF）	・3　・7　・9　・12
・インシュレーションボード	A級（・天井仕上げ　・内装仕上げ　・　） ・9　・12　・15　・18

パーティクルボード

種類	厚さ(mm)、規格等
・単板張りパーティクルボード	・無研磨板（VN）　・研磨板（VS） ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ（DV） ・プラスチックオーバーレイ（DO） ・塗装（DC） ・10（難燃）　・12（難燃）　・

吸音材料

種類	厚さ(mm)、規格等
・ロックウール化粧吸音板（DR）	・フラットタイプ （・9（不燃）　・12（不燃）　・　） ・凹凸タイプ （・12（不燃）　・15（不燃）　・　）
・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
・グラスウール吸音ボード 32K	・25（ガラスクロス包）　・

せっこうボード製品

種類	厚さ(mm)、規格等
◎せっこうボード（GB-R）	※12.5（不燃）　・15（不燃）　・
◎不燃積層せっこうボード （GB-NC）	9.5（不燃）　◎化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
◎シージングせっこうボード （GB-S）	12.5（※不燃　・準不燃）
・強化せっこうボード（GB-F）	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうラスボード（GB-L）	9.5
・化粧せっこうボード（GB-D）	・木目　12.5（不燃）　幅440mm程度 模様（・柾目　・板目）専用下地材有り ・トラバーチン模様　9.5（準不燃）

章	項　目	特　記　事　項

合板

種類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（※ﾗﾜﾝ合板程度　・　　） 不透明塗料塗り（※しな合板程度　・　　） 板面の品質　・ 厚さ(mm)　※図示による 防虫処理　・行う　・行わない
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名　・ 厚さ(mm)　※図示による 防虫処理　・行う　・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装） 表面性能　・　（タイプ） 厚さ(mm)　※図示による 防虫処理　・行う　・行わない

化粧板

種類	厚さ(mm)、規格等
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による（※1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
※図示による　・
合板類の張付け
・A種　・B種　・
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
※仕上表による　・

・突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ
・目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

13　壁紙張り　(19.8.2)（19.8.3）

ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
	・紙　・繊維 ・塩化ビニル　・プラスチック ・無機質　・その他	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・紙　・繊維 ・塩化ビニル　・プラスチック ・無機質　・その他	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・紙　・繊維 ・塩化ビニル　・プラスチック ・無機質　・その他	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種
せっこうボード面の素地ごしらえの種別
※B種　・A種

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>14　断熱材</td><td>(19.9.2～19.9.4)
フェノールフォーム断熱材、保温材又は接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・

※断熱材打込み工法
<table>
<tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)</th><th>施工箇所</th></tr>
<tr><td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材
(・　　)</td><td>・</td><td>・</td></tr>
<tr><td>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）
(・2種bA　・3種bA　・3種bC　・3種bD)</td><td>・</td><td>・</td></tr>
<tr><td>・硬質ウレタンフォーム断熱材</td><td>・</td><td>・</td></tr>
<tr><td>・フェノールフォーム断熱材</td><td>・</td><td>・</td></tr>
</table>
・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ(mm)　・
施工箇所　・図示による　・
（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
20 ユニット及びその他の工事	1　フリーアクセスフロア	(20.2.2)

施工箇所	構法	寸法(mm)	高さ(mm)
・図示による ・	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・	

耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
・1.0G ・0.6G	・3000 ・5000	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・	

寸法精度
※標準仕様書 20.2.2(2)(オ)(a)～(c)による
・以下による
パネルの長さの寸法精度　(　　)
パネルの平面形状（角度）の寸法精度　(　　)
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度　(　　)

帯電防止性能
・評価値　(U) ≧0.6 以上
・評価値　(U) ≧1.2 以上

感電防止性能
漏えい抵抗　(R) ≧$1\times10^{6}\Omega$

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

2　可動間仕切　(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類	
	スタッド	パネル
・スタッド式（内臓） ・スタッド式（露出） ・スタッドパネル式 ・パネル式		

パネル表面仕上げ	遮音性(dB/500Hz)	防火性能
・メラミン樹脂焼付又は アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り ・	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具　・有り（※図示による　・　　）　・無し

パネル内に取り付ける建具のドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは、標準仕様書 16 章 8 節の建具用金物に対応する材質とする。

表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書 19 章による

パネル材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

章	項　目	特　記　事　項

3　移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	パネル圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材		遮音性(dB/500Hz)
				材質	仕上げ	
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・ﾌﾟｯｼｭ式 ・ﾊﾝﾄﾞﾙ式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36 未満 ・36 以上

パネル表面仕上げ材の壁紙張りの品質、性能は標準仕様書 19 章による

ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の 5 倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示による

パネルをランナーに取り付ける部品
※ランナーに加わる重要の 5 倍以上の荷重に耐えられるもの
・

ハンガーレール及びランナー
※パネル重量の 5 倍の荷重を、パネル 1 枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする。
・

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

4　トイレブース

(20.2.5)

表面材の材料	脚部	ドアエッジ	
	種類	材質	形状
◎メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・	※製造所の仕様による ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材	◎標準 ・R タイプ

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

5　手すり

(20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
◎SUS304　表面処理　※HL 程度　　・
・鋼板　　表面処理　溶融亜鉛めっき（※標準仕様書 表 14.2.2 による種別（　種））
・アルミニウム　　表面処理（※標準仕様書 表 14.2.1 による種別（　種））
色合い等　　・標準色（　　）　　・特注色（　　）

手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材 （材種：　　）	・クリアラッカー ・	・30 程度 ・35 程度 ・45 程度		
・ビニル製ハンドレール	・	・30 程度 ・35 程度 ・45 程度		

章	項　目	特　記　事　項
	6　階段滑り止め	(20.2.7) 材種　・ステンレス製　・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材　・ 形状　※タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂等） ・タイヤレス型 端部の形状　・フラットエンドあり　・フラットエンドなし 寸法（幅）　・35㎜程度　・40㎜程度　・50㎜程度 取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法
	7　黒板及び ホワイトボード	(20.2.9) ・黒板　区分　※焼き付け　・ 種類　・ほうろう黒板　・鋼製黒板　・ 色　※緑　・ ・ホワイトボード
	8　鏡	(20.2.10) 取付箇所（　　） 寸法(㎜)　・図示による　・ 厚さ(㎜)　※5　・
	9　表示	(20.2.11) 衝突防止表示 ・設置する 設置場所　※図示による 形状、寸法　・30φ　・ 材質　・ステンレス製　・塩ビシート ・設置しない 誘導標識、非常用進入口等の表示 ※消防法に適合する市販品　・ 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（案内用図記号はJIS Z 8210による） ※図示による
	10　タラップ	(20.2.12) 材質及び仕上げ ・SUS304（スリップ止め加工　※有り　・無し） ・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき （※標準仕様書 表14.2.2による種別（※C種　・　種））
	11　煙突ライニング	(20.2.13) 適用安全使用温度　・　℃ 工法 ※鋼製ユニット煙突（煙突用成形ライニング材） ・

章	項　目	特　記　事　項

12　ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	ｽﾗｯﾄの種類	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	・手動	※ｷﾞﾔ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示による ・
	・電動	―				
・縦形	・手動	※2本操作ｺｰﾄﾞ式 ・1本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ ・	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	・図示による ・
	・電動	―				

縦型ブラインドのスラットの材質
　・アルミスラット　　焼付け塗装仕上げ
　・クロススラット　　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断基準（特定調達品目「公共工事」において表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものとする。

13　ロールスクリーン

(20.2.15)

操作方法	スクリーンの材種	その他の材料	幅・高さ取付箇所	品質等
・スプリング式 ・コード式 ・電動式	・ガラス繊維製 ・合成 ・天然繊維製	※製造所の仕様	・図示による ・	・

スクリーンの仕様
　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断基準（特定調達品目「公共工事」において表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものとする。

章	項　目	特　記　事　項

14　カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示による ・	
・ｼﾝｸﾞﾙ ・ﾀﾞﾌﾞﾙ	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示による ・	

生地の仕様
　消防法で定める防炎性能の表示があるもの

暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300㎜以上　・
　ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断基準（特定調達品目「公共工事」において表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものとする。

15　カーテンレール

(20.2.16)

材料による区分　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
　・ステンレス製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

16　ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ(㎜)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示による
材種　・集成材（仕上げ：　）
　・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
　　標準仕様書 表14.2.1による種別　・BC-1　・BC-2　・
　　色合い　・標準色（　）　・特注色（　）
・鋼製（仕上げ：　）

17　天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ
		・気密形			

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

18　床点検口

材種	寸法	形式		備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

　密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）

章	項　目	特　記　事　項

19　耐震スリット

方向	幅(mm)	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直	・25 ・	・完全（全貫通型） ・	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	
・水平	・25 ・				

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（見え掛かり部のみ） ・	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（見え掛かり部のみ） ・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（内外とも）
目地寸法(mm)	・スリット幅×深さ 10 ・	・スリット幅×深さ 10 ・

目地材の材質は標準仕様書 表 9.7.1 による

20　止水板

形　　式　　・差込式　　・据置式　　・壁張り式
施工箇所　　・図示による　　・

21　エキスパンション
　　ジョイント金物

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

22　くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼（SUS304）製 ・	・ステンレス鋼（SUS304） ・硬質アルミニウム合金 ・	

23　流し台ユニット

材種	寸法(mm)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1 段式　・

品質・性能
　外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の 4.1 による。
　構成材は、JIS A 4420 の 8 により試験を行ったとき、表 1 の規定による。
形状　　※図示による　　・

章	項　目	特　記　事　項

24　旗竿

材種	形式	高さ(㎜)	操作方法	固定方法	備考
・アルミニウム合金製 ・	・テーパー式 ・同一断面式		・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式	

25　旗竿受金物

材種　　・ステンレス製(SUS304)　　・

26　車止めさく

形式		材種	柱径、肉厚(㎜)	高さ(㎜)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製 ・	・	・
・				

27　フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス
・アルミフェンス
・
高さ　・図示による　・

28　プレキャストコンクリート

(20.3.3)(20.3.4)

コンクリートの設計基準強度
※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/㎥を満足する調合強度
・図示による
配筋
※配筋を定めた計算書を監督員に提出する。
・図示による
取付方法
※図示による　・

29　間知石及びコンクリート間知ブロック積み

(20.4.2)(20.4.3)

材種		種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	―	―	
・コンクリート間知ブロック	―		・A ・B	

積み方　※谷積み　・布積み
目塗り　・図示による　・
伸縮調整目地　材種　・図示による　・
厚さ　・図示による　・

30　鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・1種　・2種　・3種
・鋼製物品棚		・4種　・5種　・6種

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>31　屋内掲示板</td><td>枠の材質　※アルミニウム製
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・</td></tr>
<tr><td></td><td>32　洗面カウンター</td><td>材　種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石
奥行き(㎜)　・約 450　・約 600</td></tr>
<tr><td></td><td>33　防煙垂れ壁</td><td>・固定式
<table>
<tr><th>材質</th><th>厚さ(㎜)</th><th>高さ(㎜)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>※網入り磨き板ガラス
・線入り磨き板ガラス</td><td>※6.8
・</td><td>※500
・</td><td>アルミ製枠付き</td></tr>
</table>
・可動式
<table>
<tr><th>種類</th><th>材質</th><th>高さ(㎜)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>・垂直降下式
（巻取り型）</td><td>※不燃布
（不燃認定品）</td><td>※500
・800
・</td><td>ガイドレール
※固定式（壁埋込型）
・可動式（天井収納型）</td></tr>
<tr><td>・回転降下式</td><td>鋼板製又はアルミ製</td><td>※500
・800
・</td><td>表面仕上げ
※天井材張り
・</td></tr>
</table>
降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）</td></tr>
<tr><td></td><td>34　屋外掲示板</td><td>照明器具　※有り　・無し
施　錠　※有り　・無し
製造所　・</td></tr>
<tr><td></td><td>35　収納家具</td><td>材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
材質、形状、寸法
※図示による　・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
21 排水工事	1　屋外雨水排水	(21.2.1)(21.2.2)(表21.2.1)(表21.2.2) 材料

材種	種類・記号	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管(1種)	・B形管 ・	・図示による ・	
◎硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示による ・	
	・VU		・図示による ・	
	・RF-VP		・図示による ・	
	・RS-VU		・図示による ・	

基床の厚さ及び種類　　◎図示による　・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤　・ゴム輪

側塊の形状及び寸法　　◎図示による　・
排水桝、ふたの種類　　◎図示による　・
砂地業に用いる材料
　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利事業に用いる材料
　◎再生クラッシャラン　・切込砂利又は切込砕石

・現場打ちの場合のコンクリート材料
　種類　　※普通コンクリート　・
　設計基準強度　※18N/mm²　・
　スランプ　　※15cm又は18cm　・
・現場打ちの場合の鉄筋　　種類の記号　※SD295　・
・排水桝が現場打ちの場合の足掛け金物
　材料　※標準仕様書21.2.2(6)(オ)による
　　(材質・ステンレス製　・鋼製　・合成樹脂被覆加工されたもの)
　　・

凍上抑制層の厚さ　　・図示による　・
凍上抑制層に用いる材料　・
　(砂を用いる場合の砂の粒度試験　・行う　・行わない)

2　鋳鉄製ふた　(21.2.1)

鋳鉄製マンホールふた

名称	種類	適用荷重	鍵	備考
・鋳鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形(パッキン式) ・密閉形(テーパ・パッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパ・パッキン式) ・	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用 ・	・有り ・無し	左記以外の品質等は(公社)空気調和衛生工学会SHASE-S209による

章	項　目	特　記　事　項

3 グレーチング

(21.2.1)

・鋼製

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・細目 ・	・（　　）	・凹凸形 ・
		・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・普通目 ・細目	・（　　）	・平形 ・

◎ステンレス製

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
◎受枠付き、ボルト固定 ・	◎溝ふた（横断用） ◎溝ふた（側溝用） ◎桝ふた用 ◎U字溝用	◎歩行用	◎細目	―	・凹凸形 ・
		・T-2用 ・T-6用 ◎T-14用 ・T-20用	◎細目	―	・平形 ・

（品質・性能及び荷重試験方法は建築材料等品質性能表による）

4 街きょ、縁石及び側溝

(21.3.1)（21.3.2）（表21.3.1）

街きょ、縁石、側溝

種類	形状、寸法
◎縁石	◎図示による　・
・L形側溝	・図示による　・
◎U形側溝	◎図示による　・
◎U形側溝ふた	◎図示による　・
・	

砂地業に用いる材料　・シルト　・山砂　◎川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料　◎再生クラッシャラン　・切込砂利又は切込砕石
砂利地業の厚さ(mm)　※100　・図示による

・現場打ちの場合のコンクリート材料
　種類　※普通コンクリート　・
　設計基準強度　※18N/mm^2　・
　スランプ　※15cm又は18cm　・
・現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　※SD295　・

凍上抑制層に用いる材料　・
　（砂を用いる場合の砂の粒度試験）　・行う　・行わない

◎ 埋戻し土

(21.2.1)

◎B種　・

章	項　目	特　記　事　項
22 舗装工事	1 路床	(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)(表22.2.1) 路床の材料 種別 / 材料 / 厚さ(mm) ◎盛土 / ・A種　◎B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 / ・図示による ・ ・凍上抑制層 / ・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂(標準仕様書 表21.2.2による) ・ / ・図示による ・ ◎フィルター層 / ・標準仕様書 22.2.3.(3)による ・ / ・図示による ・ 凍上抑制層に用いる材料に砂を使用する場合の粒度試験 ・行う ・行わない ・路床安定処理 安定処理の方法 ・置き換え工法　(・　　) ・安定処理工法 路床安定化処理用添加材料 種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰(・特号　・1号)　・消石灰(・特号　・1号) 添加量　・　　kg/m³(CBR　※3以上　・　　) 試験 路床土の支持力比(CBR)試験　・行う(　箇所)　・行わない 現場CBR試験　・行う(　箇所)　・行わない 安定処理土のCBR試験　・行う　・行わない 路床締固め度の試験　・行う(　箇所)　・行わない 六価クロム溶出試験　・行う　・行わない
	2 路盤	(22.3.2)(22.3.3)(表22.3.1) 路盤及び厚さ　◎図示による　・ 路盤材料(標準仕様書 表22.3.1による種別) 種別 砕石 / ・クラッシャラン ・粒度調整砕石 再生材 / ◎再生クラッシャラン ・再生粒度調整砕石 鉄鋼スラグ / ・クラッシャラン鉄鋼スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
	◎ アスファルト舗装	(22.4.2～22.4.6)(表22.4.4) アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示による　・ 舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・ 材料 アスファルト　◎再生アスファルト

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（標準仕様書　表 22.4.1 による種類：・60～80　・80～100）
・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
◎アスファルトコンクリート再生骨材
加熱アスファルト混合物等の種類
◎密粒度アスファルト混合物（13）
・細粒度アスファルト混合物（13）
・密粒度アスファルト混合物（13F）

試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　◎行わない

加熱混合物製造施設
※茨城県指定のアスファルトコンクリート合材混合所</td></tr>
<tr><td></td><td>4　コンクリート舗装</td><td>（22.5.2～22.5.4）（22.5.6）（表 22.5.1）（表 22.5.3）
コンクリート舗装の構成及び厚さ
<table>
<tr><th>舗装の種類</th><th>部位</th><th>構成</th><th>厚さ(mm)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">コンクリート舗装</td><td>・車路及び駐車場</td><td>・図示による</td><td>・図示による　・</td></tr>
<tr><td>・歩行者用通路</td><td>・図示による</td><td>※ 70　・</td></tr>
</table>
材料
コンクリート
※普通コンクリート、標準仕様書 表 22.5.1 による
・以下による
コンクリートの種類　（　　）
設計基準強度（N/mm²）　（　　）
所定のスランプ（cm）　※8　・
粗骨材の最大寸法（mm）　（　　）
早強ポルトランドセメント　・使用する　・使用しない
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ

目地
※標準仕様書 表 22.5.3 及び図 22.5.1 による
・以下による
種類　・
間隔　・（　　）m 程度ごと
構造　・図示による　・

舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度
・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
	５　カラー舗装	(22.6.2～22.6.4) ・加熱系カラー舗装 構成及び厚さ　・図示による 加熱系混合物の結合材　・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物（顔料の添加量：　　%） 添加材 着色骨材　（　　） 自然石　（　　） ・常温系カラー舗装 工法　・ニート工法（配合その他：　　） ・塗布工法　（配合その他：　　） 着色部の下部　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装 舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・
	６　透水性舗装	(22.7.2) (22.7.3) (22.7.6) ・透水性アスファルト舗装 舗装の構成　・図示による 材料 骨材　・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 （標準仕様書 表 22.4.1 による種類：・60～80　・80～100） 舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの　・ 試験　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない (22.5.2～22.5.4) (22.5.6) ・透水性コンクリート舗装 コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　(%)	20 以上
透水係数　(cm/s)	1×10^{-2} 以上
目地の間隔	版厚の 20 倍程度

構成、厚さはコンクリート舗装による

・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置　※フィルター層と路床の間に敷設　・図示による
単位面積質量　・60g/㎡以上　・
厚さ（mm）　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec 以上　・

・透水性コンクリート平板舗装　(22.8.2) (22.8.3)
透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による。

・透水性インターロッキングブロック舗装　(22.8.2) (22.8.3)
透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による。

章	項　目	特　記　事　項

7　半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ（mm）
表層	半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

試験

半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験　　・行う　　・行わない

材料

浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値(P ロート)　砂	10～14	舗装調査・試験法便覧(C041)
圧縮強度(7 日養生)　MPa	9.8～29.4	JIS R 5201
曲げ強度(7 日養生)　MPa	2.0 以上	舗装調査・試験法便覧(C042)

配合

半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合

ふるいの呼び名	ふるい通過質量百分率（%）
19 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	10～35
2.36 mm	5～22
600 μm	4～15
300 μm	3～12
75 μm	1～6
アスファルト量（%）	3.0～4.5

半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値

項目	基準値
密度　（g/cm3）	1.90 以上
安定度　(kN)	2.94 以上
フロー値　(1/100cm)	20～40
空隙率　(%)	20～28
突固め回数　(回)	50

施工

半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書 22.4.5 による。

浸透用セメントミルクの施工は、(1)から(5)による。

(1)浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。

(2)浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が 50℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。浸透作業は、一般に振動ローラ等により行う。

(3)セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗値を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、硅砂の使用及び余剰セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。

(4)交通開放までの一般的な養生期間は、下表に示すとおりである。

セメントミルクの種類	養生期間
普通タイプ	約 3 日
早強タイプ	約 1 日
超速硬タイプ	約 3 時間

(5)浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的には注入前に交通開放を行わないようにする。

締固め度　　※標準仕様書 22.4.2(2)による

舗装厚さの許容差　　※標準仕様書 22.4.2(3)による

舗装の平たん性　　※通行の支障となる水たまりを生じない程度　　・

章	項　目	特　記　事　項

8　弾性舗装

弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ　※図示による　・

区分	種類	厚さ(mm)
表層	弾性舗装材	15～20
基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30

加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による。

9　ブロック系舗装

(22.8.2) (22.8.3)

・コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
・普通平板(N) ・透水平板(P) ・保水性平板(M)	・300 角 ・	※60 ・	・砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

クッション材　※砂　・空練りモルタル

普通平板は再生材料を用いた舗装用ブロック、透水平板は透水性コンクリートとする。

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は 3mm 以内とする。　・

・インターロッキングブロック舗装

種類	部位	厚さ(mm)	形状寸法	横断面勾配(%)	曲げ強度(N/mm²)	備考
※普通ﾌﾞﾛｯｸ(N) ・透水性ﾌﾞﾛｯｸ(P) ・保水性ﾌﾞﾛｯｸ(M)	車路及び駐車場	※80	・図示による ・	2	※5.0	表面加工
	歩行者用通路	※60	・図示による ・	1.5～2	※3.0	

クッション材　※砂　・空練りモルタル

歩行者用通路に使用する普通ブロックは再生材料を用いた舗装用ブロック、透水性ブロックは透水性コンクリートとする。

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、インターロッキングブロック間の段差は 3mm 以内とする。

・

区分	部位	厚さ(mm)	種類
敷砂層	・車路及び駐車場	20	砂
	・歩行者用通路	30	
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質な山砂 （75μm ふるい通過量 6%以下）

・不織布（ジオテキスタイル）

敷設位置　※図示による

・敷砂層と路盤の間に敷設　・フィルター層と路床の間に敷設

単位面積質量　・60g/m²以上　・

厚さ（mm）　・0.5～1.0　・

引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・

透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec 以上　・

舗装の割付（車路及び駐車場）　・ヘリンボンボンド（45°）

・ヘリンボンボンド（90°）

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は 3mm 以内とする。　・

・舗石舗装（歩行者用通路）

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)
・花こう岩 ・	・割石 ・図示による ・	・	・うろこ張り ・	・ｺﾝｸﾘｰﾄ版	※70　・
				・ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	※70　・

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>クッション材　※砂　・空練りモルタル
仕上面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3㎜以内とする。　・</td></tr>
<tr><td></td><td>10　砂利敷き</td><td>(22.9.2)
種別
・A種（施工範囲：　・図示による　・通路　・　）
・B種（施工範囲：　・図示による　・建物周囲その他　・　）</td></tr>
<tr><td></td><td>11　路面標示用塗料</td><td>路面標示用塗料はJIS K 5665による
<table>
<tr><th>種類</th><th>施工</th><th>適用</th><th>色</th><th>幅(㎜)</th><th>塗布厚さ(㎜)</th></tr>
<tr><td>・１種</td><td>常温</td><td rowspan="2">液状</td><td rowspan="3">◎白
・</td><td rowspan="3">・150
◎100</td><td rowspan="3">◎1.0
・</td></tr>
<tr><td>・２種</td><td>加熱</td></tr>
<tr><td>※３種１号</td><td>溶融</td><td>粉体状</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td rowspan="8">23
植栽及び屋上緑化工事</td><td>1　植栽地の確認等</td><td>(23.1.3)
土壌の水素イオン濃度指数(pH)試験　・行う　・行わない
電気伝導度(EC)の試験　・行う　・行わない</td></tr>
<tr><td>2　植栽基盤の整備</td><td>(23.2.2)(23.2.4)
樹木の植栽基盤の整備　・適用する　・適用しない
<table>
<tr><th>植栽</th><th>工法</th><th>有効土層の厚さ(cm)</th><th>整備範囲</th><th>土壌改良材</th></tr>
<tr><td>・樹木</td><td>※A 種
・B 種
・C 種
・D 種</td><td>樹高 12m 以上
(※100　・120　・150)
樹高 7m 以上～12m 未満
(※80　・100)
樹高 3m 以上～7m 未満
(※60　・80)
樹高 3m 未満
(※50　・60)</td><td>・葉張り部分
・植栽帯部分
・図示による
・</td><td>・適用する
・適用しない</td></tr>
<tr><td>※芝、地被類</td><td>※B 種
・</td><td>※20
・</td><td>・植栽部分
・図示による
・</td><td>・適用する
・適用しない</td></tr>
</table>
植栽基盤の排水整備　・設ける（※図示による　・　）　・設けない</td></tr>
<tr><td>3　植込み用土</td><td>(23.2.3)
・現場発生土の良質土
・客土</td></tr>
<tr><td>4　土壌改良材</td><td>(23.2.3)
種類及び指定量等
・バーク堆肥
施工箇所　※植栽範囲　・図示による
使用量　植栽基盤面積 1 ㎡あたり（・50L　・　）
・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
施工箇所　※植栽範囲　・図示による
使用量　植栽基盤面積 1 ㎡あたり（・10L　・　）
材料
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第 1 の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする</td></tr>
<tr><td>5　樹木</td><td>(23.3.2)
樹種、寸法、株立数等　※図示による　・</td></tr>
<tr><td>6　支柱</td><td>(23.3.2)(23.3.3)
支柱材　※丸太（間伐材）　・真竹
防腐処理方法　※加圧式防腐処理丸太材　・
形式　・図示による　・</td></tr>
<tr><td>7　幹巻き用材料</td><td>(23.3.2)
材料
※幹巻き用テープ　・わら及びこも</td></tr>
<tr><td>8　芝</td><td>(23.4.2)(23.4.3)
種類　※コウライシバ　・ノシバ　・
芝張りの工法
平地　※目地張り　・べた張り
法面　※べた張り法面　・目地張り</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>章</th><th>項　目</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>9　吹付けは種</td><td>(23.4.2)
<table>
<tr><th>種子の種類</th><th>発芽率</th><th>種子の量(g/㎡)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>※洋芝類（採取後2年以内）</td><td>※発芽率80%以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>10　地被類</td><td>(23.4.2)
<table>
<tr><th>樹種</th><th>コンテナ径</th><th>単位面積当たりのコンテナ数</th><th>芽立数</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>11　新植、芝等の枯補償、移植樹木の枯損処置</td><td>(23.3.4)（23.3.6）(23.4.7)（23.5.5）
新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間
※引渡しの日から1年　・無し　・
移植樹木の枯損処置を行う期間
※引渡しの日から1年　・無し　・</td></tr>
<tr><td></td><td>12　屋上緑化</td><td>(23.5.2～23.5.4)
植栽基盤及び材料
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ　・図示による　・
排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成形品
植込み用土　※改良土　・人工軽量土
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数等　※図示による　・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示による　・

（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
支柱
・設置する
・設置しない
形式
・図示による
・

かん水装置
・設置する
・設置しない
種類
・図示による
・
工法
「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（H12年5月31日　建設省告示第1458号）に基づく風圧力に対応した工法
・図示による
・</td></tr>
</table>

章	項　目	特　記　事　項
24 その他	1 軽微な変更の対応 （あらかじめ検討）	施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法について、あらかじめの検討を行っている部分 （本検討は、計画通知の変更を要しない範囲及び対応方法を定めるものであり、品質管理上の施工誤差を許容するものではない。） ・杭の芯ずれを考慮した検討 あらかじめ検討の範囲及び対応方法　※図示による ・杭の長さの変更を見込んだ検討 あらかじめ検討の範囲及び対応方法　※図示による ・梁貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討 あらかじめ検討の範囲及び対応方法　※図示による